

# 一級河川鈴鹿川水系（指定区間）河川整備計画

平成13年1月  
(平成30年11月変更)

三 重 県

## 目次

<b>1. 流域及び河川の概要</b> .....	<b>1</b>
1.1 流域の概要 .....	1
1.2 治水と利水の歴史 .....	9
1.2.1 治水の歴史 .....	9
1.2.2 利水の歴史 .....	9
<b>2. 河川の現状と課題</b> .....	<b>10</b>
2.1 治水の現状と課題 .....	10
2.1.1 過去の主要な洪水の概要 .....	10
2.1.2 治水事業の現状.....	11
2.1.3 治水の課題 .....	13
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題.....	15
2.2.1 河川水の利用 .....	15
2.2.2 河川空間の利用.....	15
2.2.3 水質.....	16
2.2.4 動植物の生息・生育環境 .....	17
2.2.5 地域住民との係わり.....	17
<b>3. 河川整備計画の目標に関する事項</b> .....	<b>18</b>
3.1 河川整備計画の対象区間 .....	18
3.2 河川整備計画の対象期間 .....	21
3.3 洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標.....	21
3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 .....	23
3.5 河川環境の整備と保全に関する目標.....	23
<b>4. 河川整備の実施に関する事項</b> .....	<b>24</b>
4.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要.....	24
4.1.1 河川工事の目的.....	24
4.1.2 河川工事の施工場所.....	24
4.1.3 主要工事の概要.....	26
4.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所.....	27
4.2.1 河川維持の目的.....	27
4.2.2 河川維持の種類.....	27
4.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項.....	28
4.3.1 整備途上段階および超過洪水への対策.....	28
4.3.2 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等に関する事項.....	28
〈附図〉 平面図・縦断図 .....	29



流域の気候区分は、年平均気温は 15℃～16℃程度、年平均降水量は 1,900mm 程度の比較的温暖で多雨な気候である。

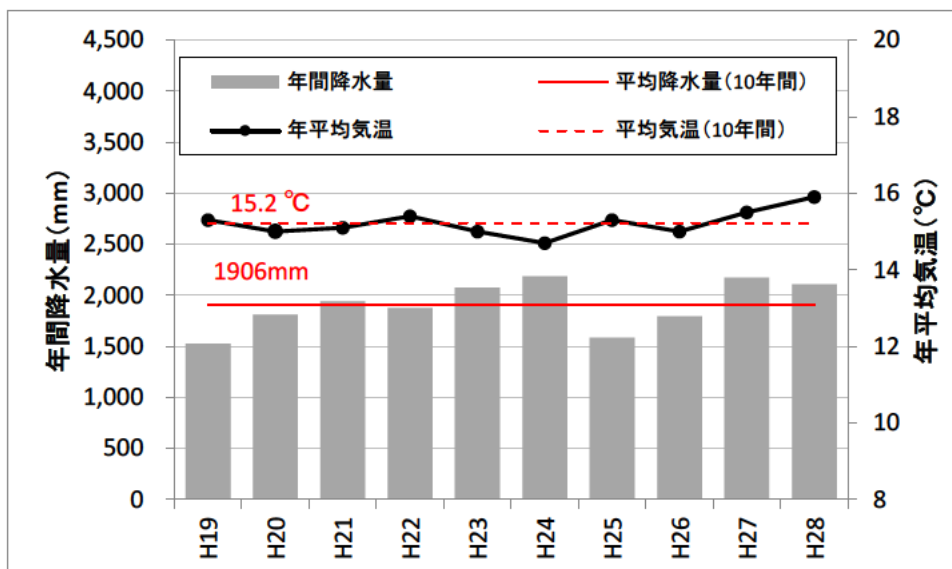


図 1.2 年平均気温、年降水量

(資料：気象庁四日市観測所 平成19年～平成28年)

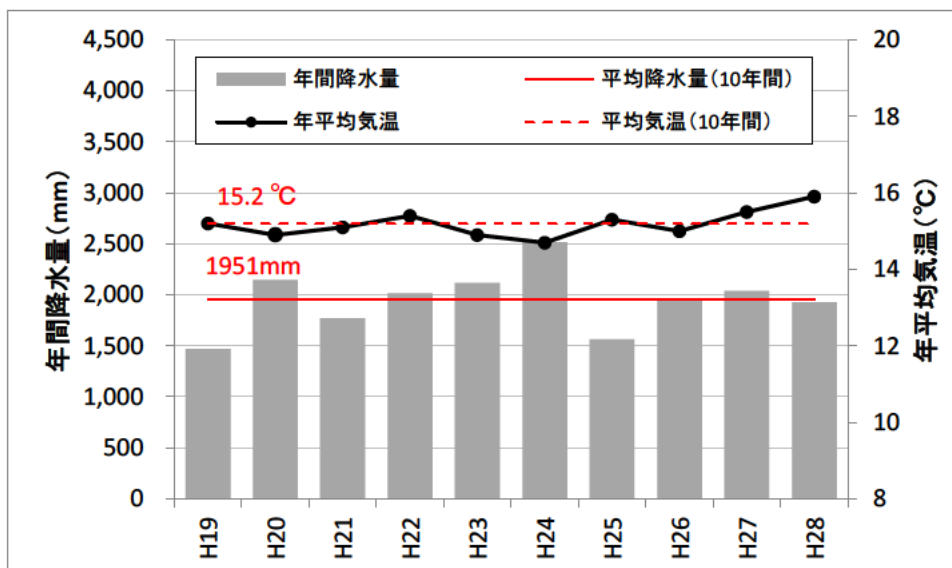


図 1.3 年平均気温、年降水量

(資料：気象庁亀山観測所 平成19年～平成28年)

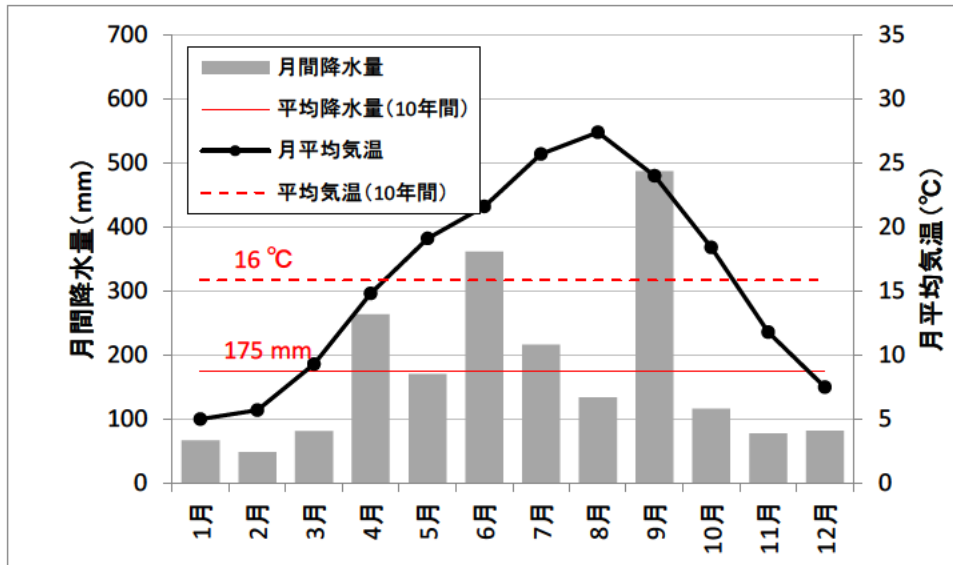


図 1.4 <sup>よっかいち</sup> 四日市観測所気象概況

(資料：気象庁四日市観測所 平成 19 年～平成 28 年の 10 年間平均値)

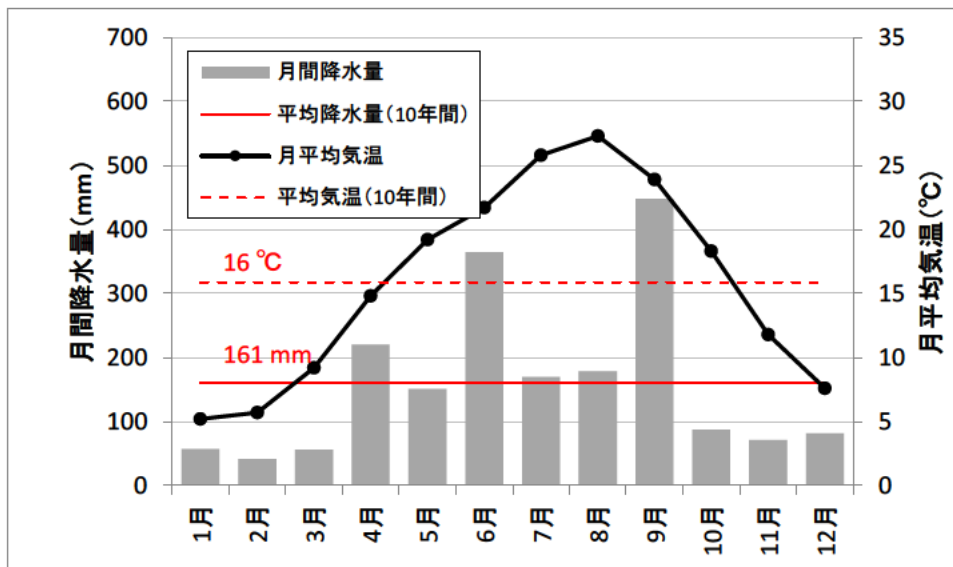
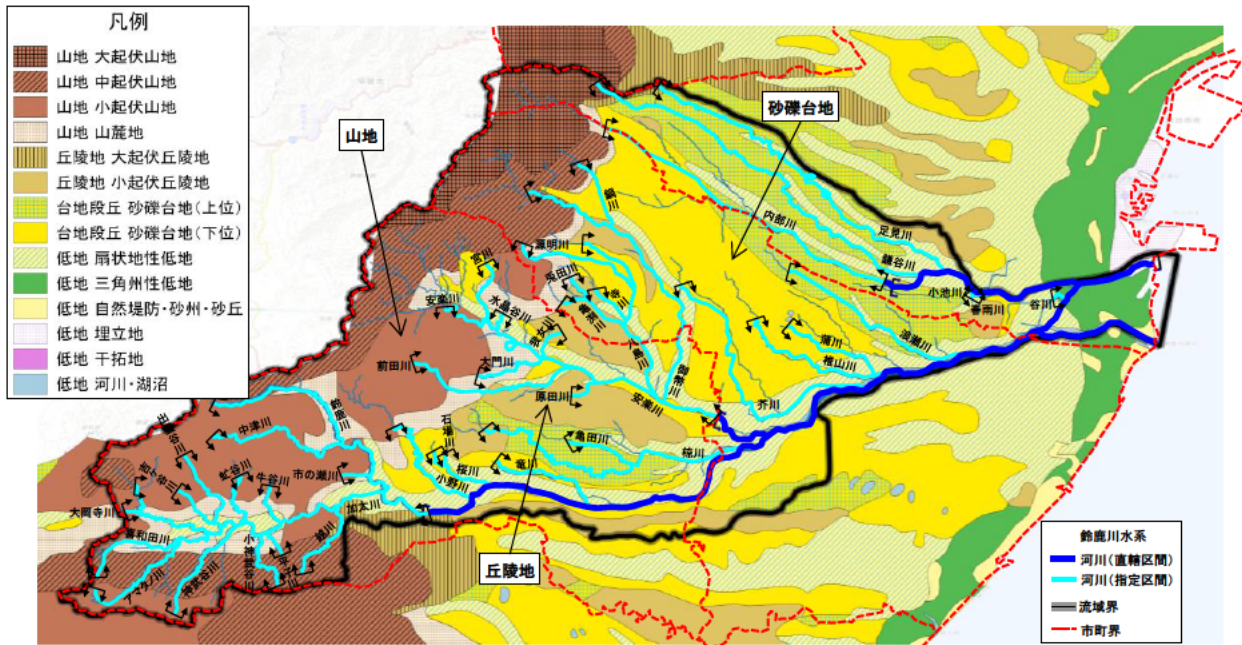


図 1.5 <sup>かめやま</sup> 亀山観測所気象概況

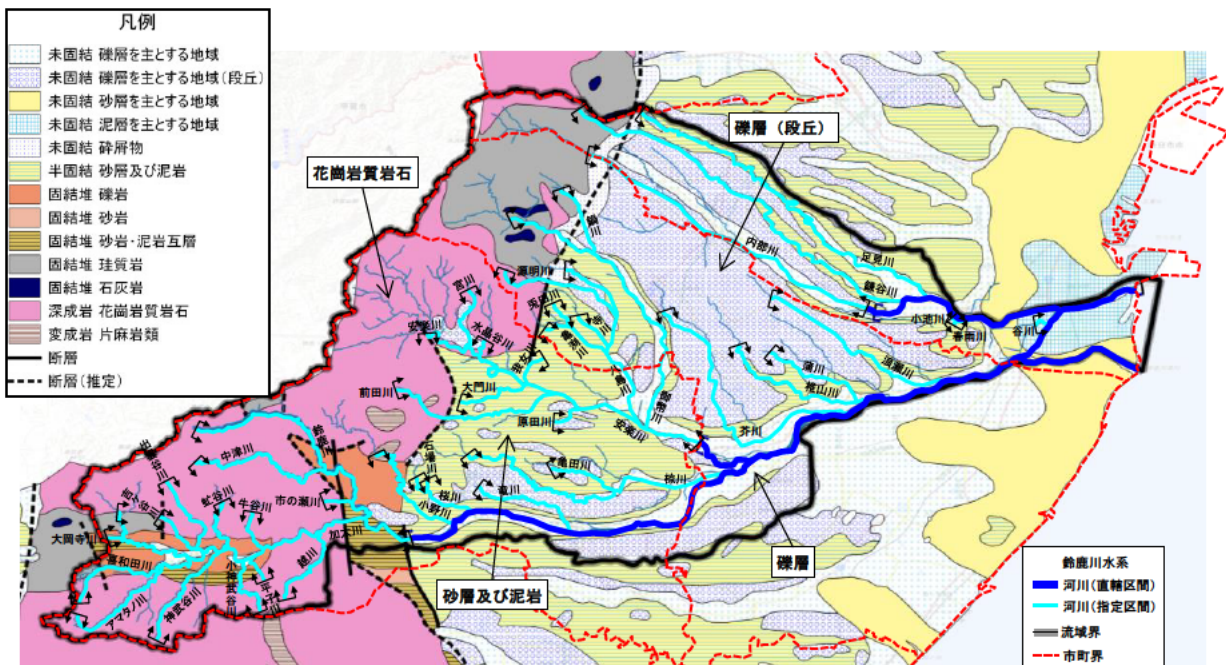
(資料：気象庁亀山観測所 平成 19 年～平成 28 年の 10 年間平均値)

流域の地形は、鈴鹿川本川および支川の沿川は扇状地性低地となっており、支川はV字谷を形成して流下している。流域の地質は、上流域の山地部は主に花崗岩で構成され、中下流域の段丘部や扇状地性低地は砂岩・泥岩や未固結の礫にて構成されている。



出典：「20万分の1 土地分類基本調査（地形分類図）「三重県」

図 1.6 鈴鹿川流域地形分類図



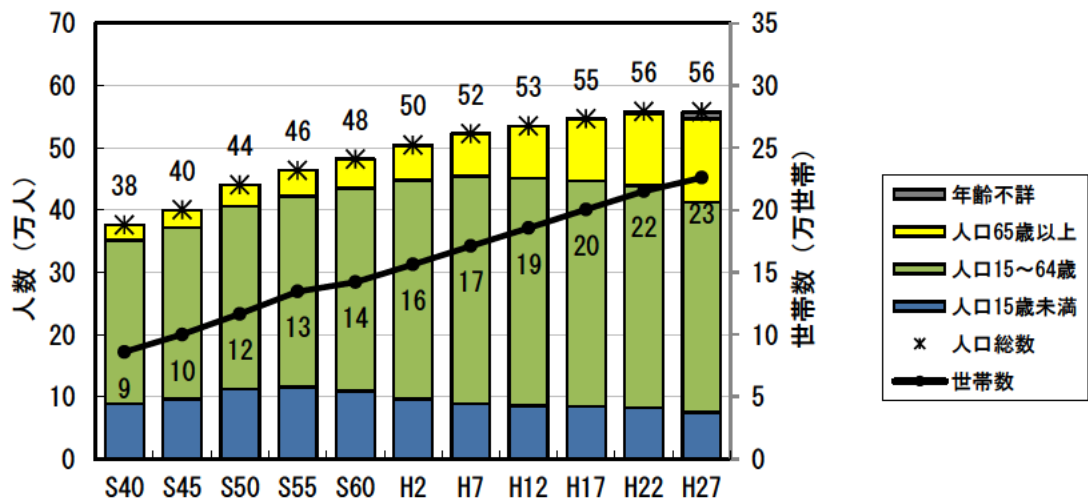
出典：「20万分の1 土地分類基本調査（表層地質図）「三重県」

図 1.7 鈴鹿川流域表層地質図

鈴鹿川流域の関係市（四日市市、鈴鹿市、亀山市）の総人口は、平成 27 年時点で、約 56 万人、総世帯数は約 23 万世帯であり、昭和 40 年から平成 27 年の 51 年間で、人口約 18 万人、総世帯数約 14 万世帯が増加しており、昭和 40 年に対する増加率は人口で約 1.5 倍、世帯数で約 2.6 倍である。

世帯数は昭和 40 年以降増加し続けているものの、人口は平成 22 年をピークに横ばい傾向となっており、1 世帯あたりの人員は減少する傾向にある。

また、経年的に 65 歳以上の人口割合の増加がみられ、高齢化が進行している。



出典：国勢調査、三重県統計書

図 1.8 鈴鹿川流域の関係市（四日市市、鈴鹿市、亀山市）の人口・世帯数の推移

流域の歴史は、流域周辺では、海岸線近くまで弥生式遺跡が分布し、古代から人々が定住していた。3～4世紀の大和朝の国家統一期に入ると、水田はますます拡大された。

古来より、鈴鹿川沿いは近江・大和方面への重要な交通路として利用されており、古代の三関のひとつである「鈴鹿の関」が置かれていた。

奈良時代には伊勢国分寺や伊勢国府が置かれ、この地域の中心地であった。平安時代に入ると、伊勢神宮などを領主とする荘園が置かれ、現在の特産品である「鈴鹿茶」や「亀山茶」のルーツと考えられている茶樹の植培が行われた。室町後期からは、四日市市において旧東海道に位置する市と湊が合わさり、町場化して発展した。

江戸時代には、旧東海道の宿駅が置かれ、湊とともに宿場が栄えた。流域内には、石薬師宿、庄野宿、亀山宿、関宿、坂下宿が置かれ、現在も関宿の街並みなどが当時の面影を残している。

明治から昭和初期にかけては、鉄道やバスの整備が始まり、蚕糸業が栄えた。戦後では軍用地は工業用地として転用され、今日の産業の基盤となった。また、国道1号や東名阪自動車道などの交通網、電気・上下水などのインフラ整備がなされ、住宅団地や工業団地の造成も進んでいる。

昭和42年には、鈴鹿市が鈴鹿郡鈴峰村を編入、平成17年には、四日市市が三重郡桶町を入、亀山市では鈴鹿郡関町を編入し、現在の市域となった。

流域内の文化財としては、鈴鹿川本川沿いに古代からの史跡や文化財等が多く分布し、その代表的なものとして、国指定の史跡である伊勢国分寺跡、伊勢国府跡などが所在している。

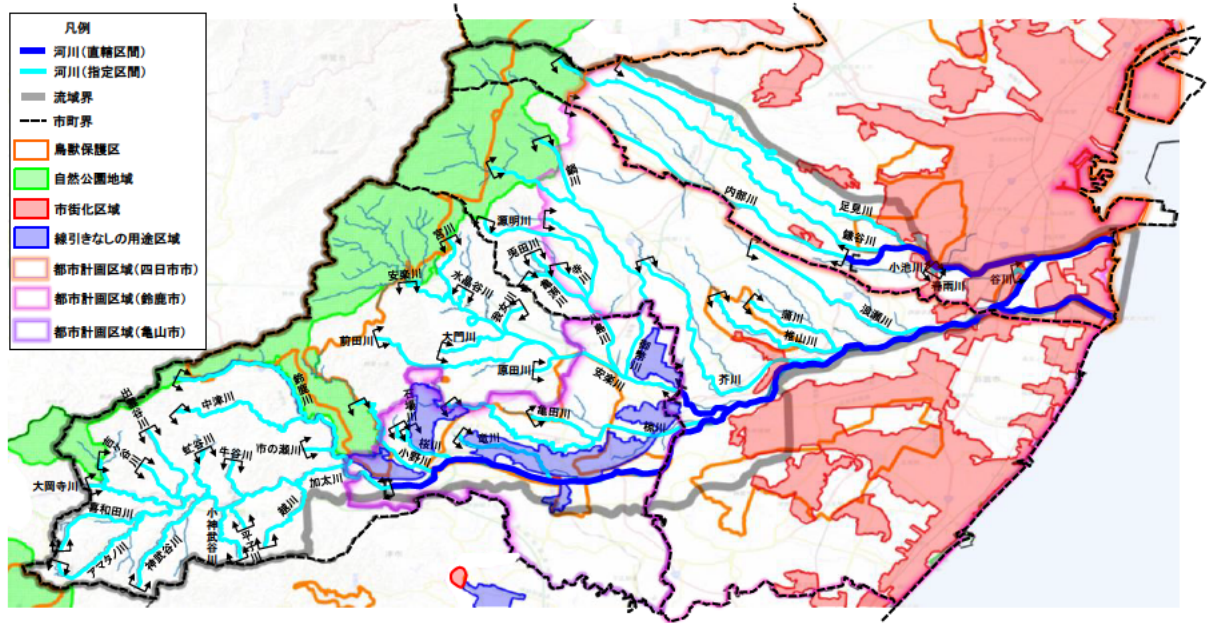
さらに、この地域は昔からの交通の要所であったことから、石薬師、庄野、亀山、関および坂下の5ヶ所の宿駅があり、文化財も多く残されている。



図 1.9 文化財等分布図



また、流域の山地部（鈴鹿山脈<sup>すずかさんみやく</sup>）は自然公園地域（鈴鹿国定公園<sup>すずかこくていこうえん</sup>）として指定され、中下流部の指定区間では流域の一部が鳥獣保護区として指定されている。



出典:国土数値情報 自然公園地域データ,鳥獣保護区データ,都市地域データ(H23),用途地域データ(H23)

図 1.10 土地利用規制分布図

流域の土地利用（平成 25 年時点）は、建物用地が約 1 割、森林が約 5 割、水田及びその他の農用地が約 3 割、水域等その他の利用が約 1 割である。

流域の地形や主要道路網（東名阪自動車道、国道 1 号、亀山バイパス等）の立地条件を反映し、上流の山地部、中流の丘陵地・台地及び鈴鹿川本川沿いで、土地利用の利用形態が異なっている。

流域中央に位置する台地上の平坦部は、その他の農用地（畑など）の利用が多い。また、台地・丘陵地には多くのゴルフ場が開発されており、中でも東名阪自動車道に沿った安楽川流域に多く集中している。

工業団地としては、椋川上流に亀山・関テクノヒルズが造成されている。

住宅地は、亀山市の「みずほ台」や、四日市市の「波木南台」などが開発され、

昭和 51 年以降、農地が減少する一方で「建物用地」の割合が徐々に増加する傾向であったが、近年は横ばい傾向である。

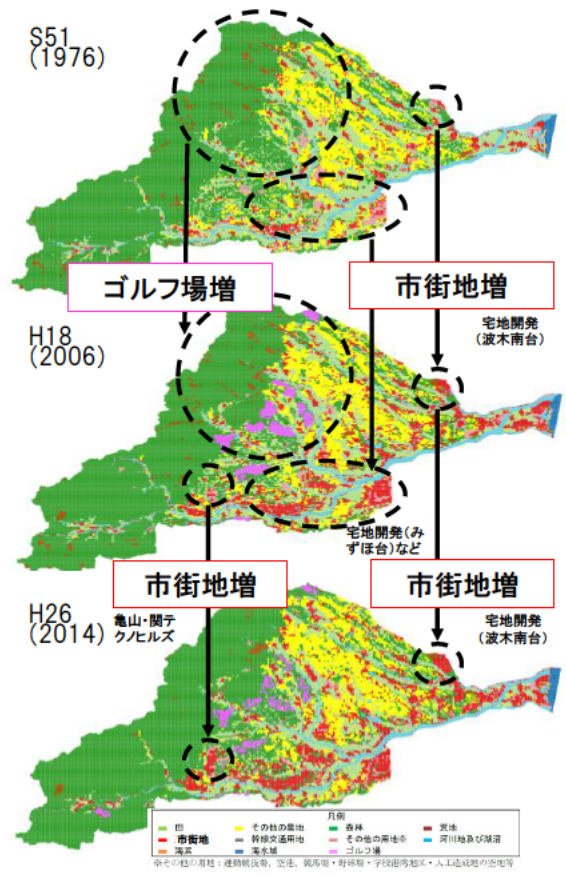


図 1.11 土地利用の変遷図

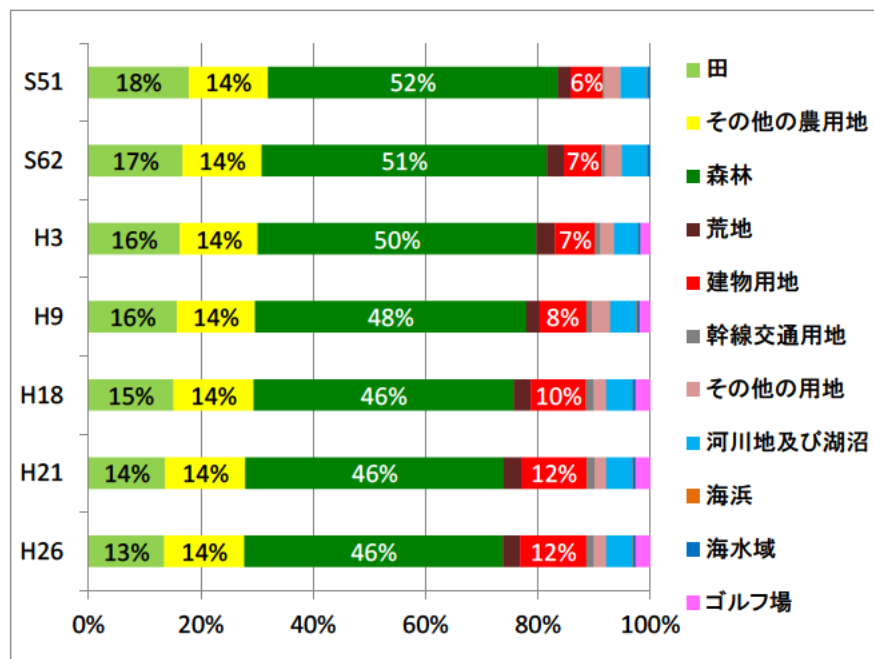


図 1.12 流域内土地利用の変化

## 1.2 治水と利水の歴史

### 1.2.1 治水の歴史

鈴鹿川水系(指定区間)における治水についての資料は少なく、古くからの来歴については不明である。

鈴鹿川水系全体では、多量の土砂流出により河道が安定せず、下流部では度々洪水による氾濫が発生したため、江戸時代より人々は上流部で崩壊地に石堤を設け(現在でいう砂防工事)、下流部では築堤を行ってきた。しかし、鈴鹿川右岸側は神戸城下であることから左岸堤の強化は許されず、この地域では命がけで左岸堤を嵩上げた女人堤防なる話が伝えられている。

国による本格的な治水工事は、明治末期に上流砂防事業に着手したことに端を発する。その後、昭和13年8月に、記録的豪雨により未曾有の災害をうけたことから、土石流による河道上昇及び下流四日市周辺の軍需工場に対する洪水防御のため、昭和17年に直轄改修事業が始められた。さらに昭和19年には崩壊の著しい内部川、鍋川の砂防事業も直轄工事に編入され、砂防事業は昭和44年度の概成を期に三重県に引き継がれた。昭和42年には一級河川に指定され、その後、国により、昭和43年に従前の計画を踏襲する工事实施基本計画、昭和46年に工事实施基本計画が改訂された。

三重県では、平成13年1月に指定区間の河川整備計画を策定し、その後、国により、平成20年6月に河川整備基本方針策定、平成28年12月に河川整備計画が策定され、現在に至る。

### 1.2.2 利水の歴史

三重県北勢地方の鈴鹿山麓から伊勢湾にわたる広大な農業地帯の水田は、地区内の中小河川、ため池などを水源としていたが、いずれも水量が乏しく安定した水源の確保が強く要望されていた。特に山麓の畑地帯に至っては全く水源をもたず、雨水に依存せざるを得ない状況であった。また、鈴鹿川は砂河川であるため、昔から渇水時には河川水が伏流し、表流水が絶えるため、農業用水を確保するために河道掘削が必要になるなどの苦労があった。

このため、鈴鹿川流域では、地下にトンネルを掘り、湧き出す地下水を導く「マンボ」と呼ばれるこの地方特有の暗渠式の灌漑施設が設置されてきた。

鈴鹿川における農業用水の取水は、鈴鹿川沿岸用水の取水量が最も多く、三重県により実施された同用水と水資源機構の管理による三重用水により水源の確保が図られている。

鈴鹿川沿岸用水改良事業は、昭和27年度より県営事業として着工し、鈴鹿川右岸下流の平野地帯の鈴鹿市と隣接する四日市市(旧桶町)の一部を合わせた区域に対するかんがい用水の改良が行われ、昭和41年度に完了した。平成5年の水利権更新時には、営農形態の変化に伴う取水時期の前倒しが行われ、三重用水からも補給を受けることとなった。

三重用水事業は、三重県北勢地域の鈴鹿山麓から伊勢湾にわたる地域の慢性的な水不足を解消するため、農業用水の確保とこの地域の発展に伴い需要の増大が見込まれる都市用水の供給を目的として、昭和39年度に着工された木曾川水系を主とする流域外からの供給を含む事業であり、平成4年度に完成し、平成5年度より、鈴鹿川沿岸用水の営農形態の変化に伴う増量分について補給を行うと共に、鈴鹿市、四日市市などへ供給している。

## 2. 河川の現状と課題

### 2.1 治水の現状と課題

#### 2.1.1 過去の主要な洪水の概要

鈴鹿川流域で発生した主要な洪水被害としては、昭和46年8月の台風23号、昭和49年7月豪雨、平成5年9月豪雨、平成7年5月豪雨の溢水被害が挙げられる。

昭和46年8月の台風23号（最大時間雨量80mm）にて床上浸水207戸、昭和49年7月豪雨（最大時間雨量100mm）にて床上浸水498戸・床下浸水985戸、平成5年9月豪雨（最大時間雨量56mm）にて床上浸水4戸・床下浸水6戸、平成7年5月豪雨（最大時間雨量80mm）にて床上浸水2戸・床下浸水18戸の被害が生じている。

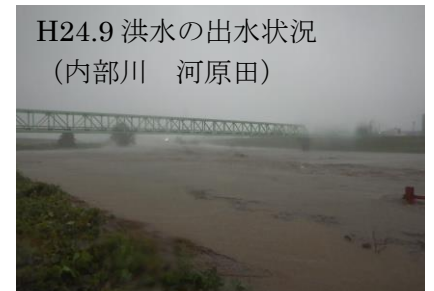


図 2.1 洪水時の状況

表 2.1 鈴鹿川水系（指定区間）における水害履歴

年度	異常気象名	河川・海岸名等	水害原因	水害区域面積(m <sup>2</sup> )			被災家屋棟数(棟)					一般資産合計 (千円)	
				農地	宅地その他	計	床下	床上	半壊	全壊流出	全半壊		計
平成9年	(6.7~7.29)	鈴鹿川	無堤部溢水		3	3	3					3	926
平成7年	(5.10~5.16)	棕川	有堤部溢水	5700	9300	15000	18	2				20	9729
平成5年	(9.5~9.10)	棕川	有堤部溢水		22	22	6	4				10	7268
平成1年	(9.8~9.10)	椎山川		300000		300000						0	
昭和63年	(6.3~7.28)	鈴鹿川	無堤部溢水		3	3	3					3	926
昭和63年	(6.3~7.28)	足見川	無堤部溢水		1	1	1					1	309
昭和58年	(8.20~8.23)	鈴鹿川	有堤部溢水	12	4	16	13					13	8701
昭和51年	(7.1~7.2)	棕川	無堤部溢水、内水		2	2	2					2	990
昭和51年	S51	蒲川	洗掘、流失	1.5	0.5	2			1			1	4542
昭和49年	(7月)	芥川	破堤・溢水	142	27.4	169.4	63	148				211	
昭和49年	豪雨(7.13~8.1)	足見川	破堤・浸水	65	25	90	100	5				105	27492
昭和49年	豪雨(7.13~8.1)	鎌谷川	破堤・浸水	41	10	51	63	29				92	33830
昭和49年	豪雨(7.13~8.1)	内部川	溢水・内水	14	2.5	16.5	33					33	4459
昭和49年	豪雨(7.13~8.1)	内部川	破堤・浸水	170	30	200	479	66				545	139228
昭和49年	豪雨(7.13~8.1)	安楽・大門川	破堤・溢水		7	7						0	4900
昭和49年	豪雨(7.13~8.1)	安楽・八島川	破堤・内水	84.9	0.1	85		5				5	19234
昭和49年	豪雨(7.13~8.1)	安楽・前田川	破堤・溢水	13		13						0	1300
昭和49年	豪雨(7.13~8.1)	安楽・宮川	破堤・浸水	8.8	0.2	9		2				2	7423
昭和49年	豪雨(7.13~8.1)	安楽・水晶谷川	破堤・浸水	9		9						0	2250
昭和49年	豪雨(7.13~8.1)	棕川	溢水・内水	115.9	6.1	122	92	141				233	123751
昭和49年	豪雨(7.13~8.1)	菟川	破堤・浸水	12	9	21	155	102				257	139914
昭和46年	台風23号(8.30~8.31)	鈴鹿川(上流域)						273				17	290

出典：水害統計

## 2.1.2 治水事業の現状

鈴鹿川流域の指定区間における各河川では、下表に示すように、災害を契機として災害関連事業、災害助成事業や小規模河川改修事業、都市小河川改修事業等により随時改修工事が実施されている。

整備計画策定後は、計画に基づき事業が実施され、足見川にて約 1,350m、芥川にて約 200m、棕川にて約 1,000m の改修が行われた。

表 2.2 治水事業の沿革

河川名	年災	施工延長(m)	施工年度	事業名
鈴鹿川	S40	436	S40～S41	災害関連事業
足見川	S45	左岸 1105 右岸 1340	S45～S46	災害関連事業
	S46	620	S46～S47	災害関連事業
	S49	2,715	S49～51	災害復旧助成事業
	H3	2,370	H3～H4	局部改良
	H5	4,100	H5～	小規模
	H6	3,200	H6～	都市小
鎌谷川	S49	4,600	S49～51	災害復旧助成事業
内部川	S36	左岸 130.7 右岸 713.8	S36～S38	災害関連事業
	S36	945	S36～S39	災害関連事業
	S36	909	S36～S39	災害関連事業
	S36	左岸 400 右岸 698	S36～S39	災害関連事業
浪瀬川	H5	278		災害関連事業
春雨川	S56	166	S56～S63	局部改良
小池川	S62	204	S62～H2	都市小河川改修
蒲川	S49	1,645	S49～S51	災害関連事業
	S57	1,676	S57	災害関連事業
椎山川	S55	2,150	S55～H1	局部改良
	H7		H7～	局部改良
	H1	1,366	H1～5	災害復旧助成事業
	H1	228		災害関連事業
芥川	S34			災害関連事業
	S60	1,800	S60～	小規模河川改修
	H1	1,700	H1～	局部改良
安楽川	S24	6,200	S24～29	災害復旧助成事業
	S36			災害関連事業
	S49	29,290	S49～52	災害復旧助成事業
	H1	1,030	H1～	局部改良
御幣川	S36	1,728	S36～S39	災害関連事業
八島川	S36			災害関連事業
	S37	800	S37～S49	局部改良
大門川	S47	1,181	S47～S48	災害関連事業
寺川	S51	1,710	S51～52	災害関連事業
棕川	S41	353	S41～S42	災害関連事業
	S43	925	S43～46	局部改良
	S46	8,740	S46～49	災害復旧助成事業
	H11	4,400	H11～	総合流域防災事業
亀田川	S48	1,363	S48～50	災害関連事業
前田川	S49	1,715	S49～51	災害関連事業
竜川	S48	1,600	S48～49	小規模河川改修
	S49	2,700	S49～52	災害復旧助成事業
	S55	798	S55～S56	災害関連事業
桜川	S46	1,580	S46～S47	災害関連事業
小野川	S46	1,620	S46～47	災害関連事業
	S49	862	S49～S51	災害関連事業
H13整備計画策定以後				
内部川	H26	403	H26～H28	災害関連事業
浪瀬川	H24	2,339		災害関連事業
	H24	1,340		災害関連事業
足見川	H13	1,350	H13～	河川整備計画
芥川	H13	200	H13～	河川整備計画
棕川	H13	1,000	H13～	河川整備計画

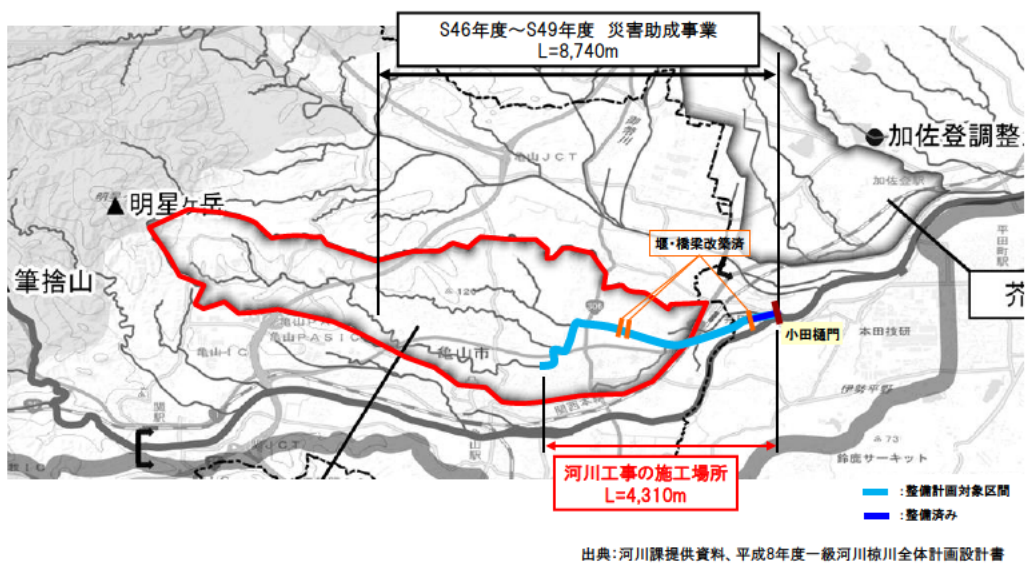
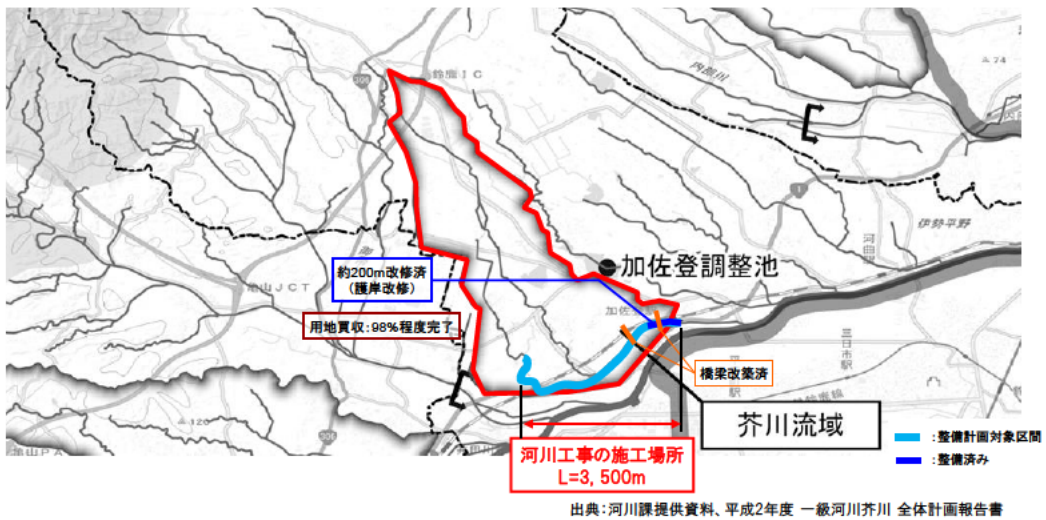
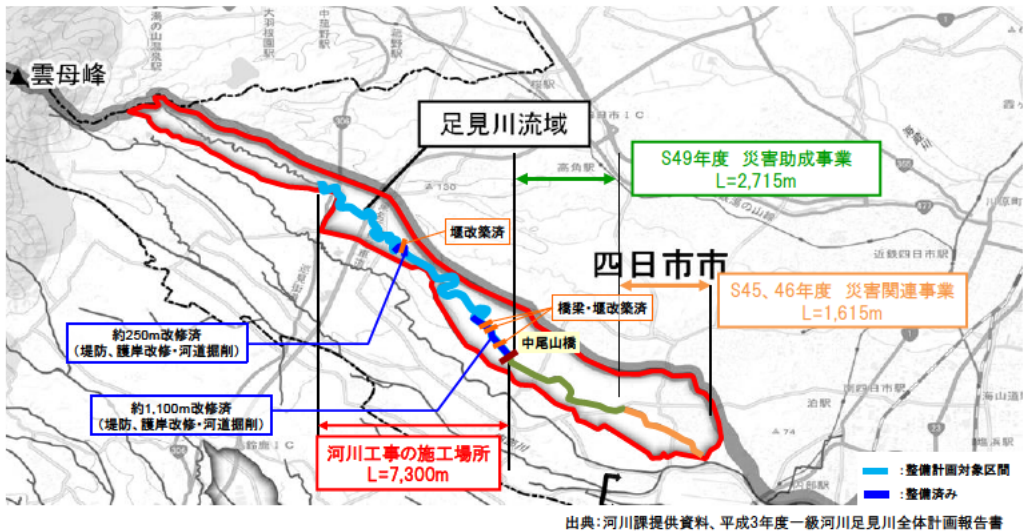


図 2.2 河川整備計画 (H13.1) に基づき実施された改修事業の概要

### 2.1.3 治水の課題

足見川は、災害を契機とした昭和45年・昭和46年の災害関連事業及び昭和49年の災害助成事業により中尾山橋付近まで整備され、その後も平成13年策定の河川整備計画に基づく整備が一部で進み、治水安全度の向上が図られた。しかし、5.5k付近から上流では年超過確率1/10の規模の降雨による洪水を安全に流すことができない区間があるため、流下能力の確保が必要である。

芥川は、広域河川改修事業や総合流域防災事業、その後の平成13年策定の河川整備計画に基づき整備が進められてきたが完了には至っていない。芥川新橋付近から上流では年超過確率1/5規模の洪水を安全に流すことができない区間があるため、流下能力の確保が必要である。

椋川は、災害を契機とした昭和46～昭和49年の災害助成事業、その後の平成13年策定の河川整備計画に基づく整備が一部で進み、治水安全度の向上が図られた。しかし、1k付近から上流では年超過確率1/20規模の洪水を安全に流すことができない区間があるため、流下能力の確保が必要である。

鈴鹿川指定区間は、海域と接していないため、高潮及び津波に対する防護区間は無い。

なお、近年、大雨や局地的豪雨の発生頻度が増していることから、ハード事業とソフト事業の連携、施設の維持管理や機能の向上など、現状を踏まえた治水対策を進める必要がある。

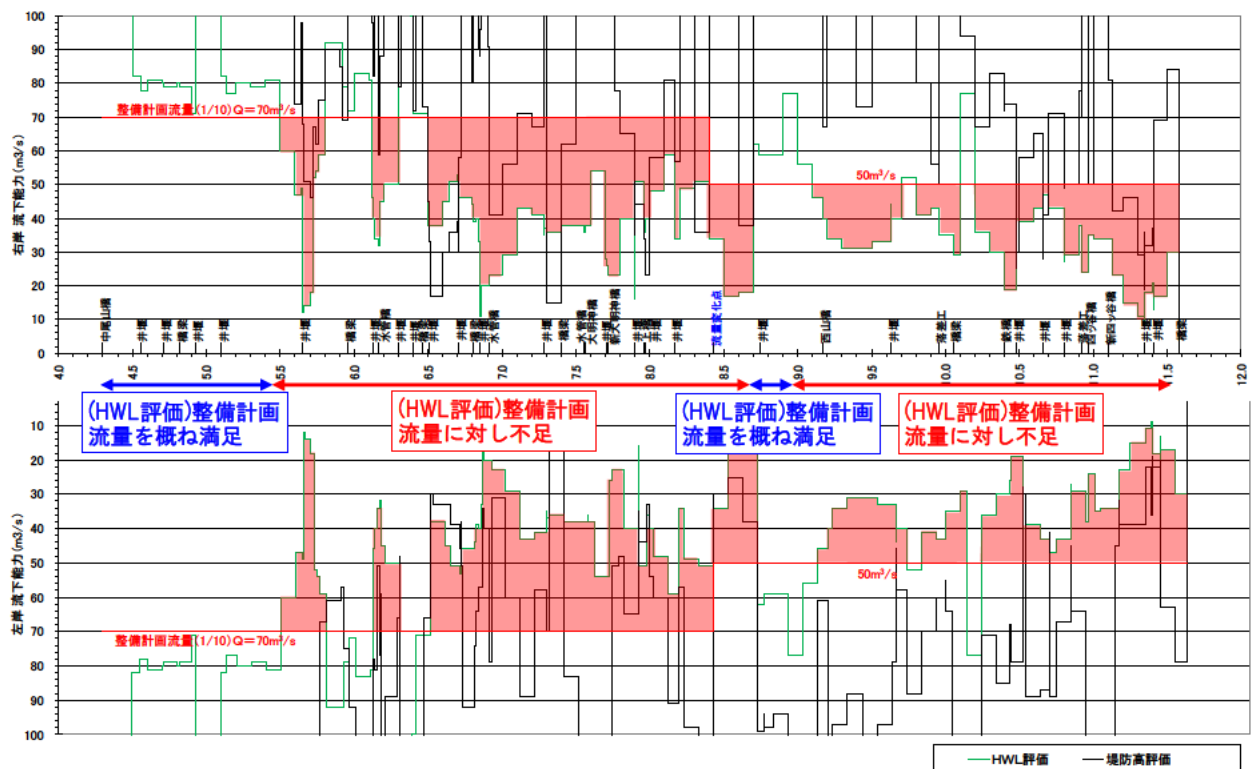


図 2.3 足見川の現況流下能力

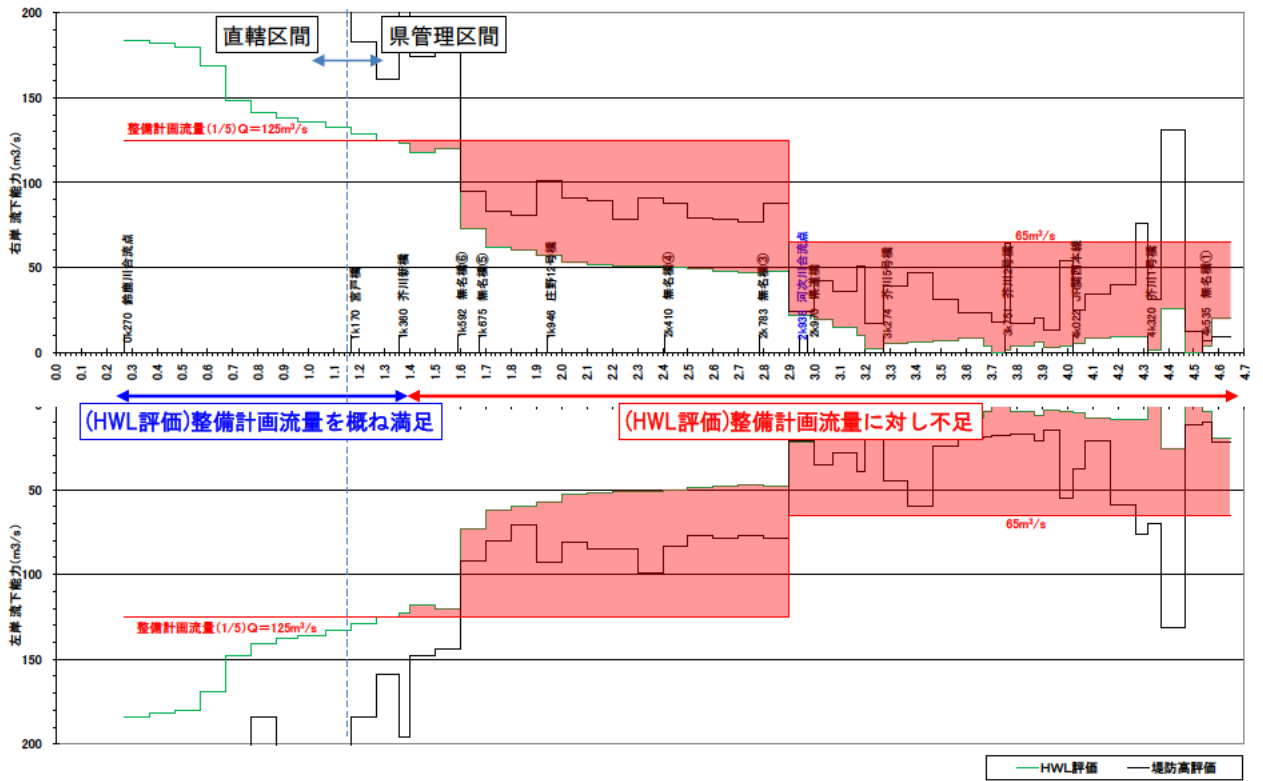


図 2.4 あくたの現況流下能力

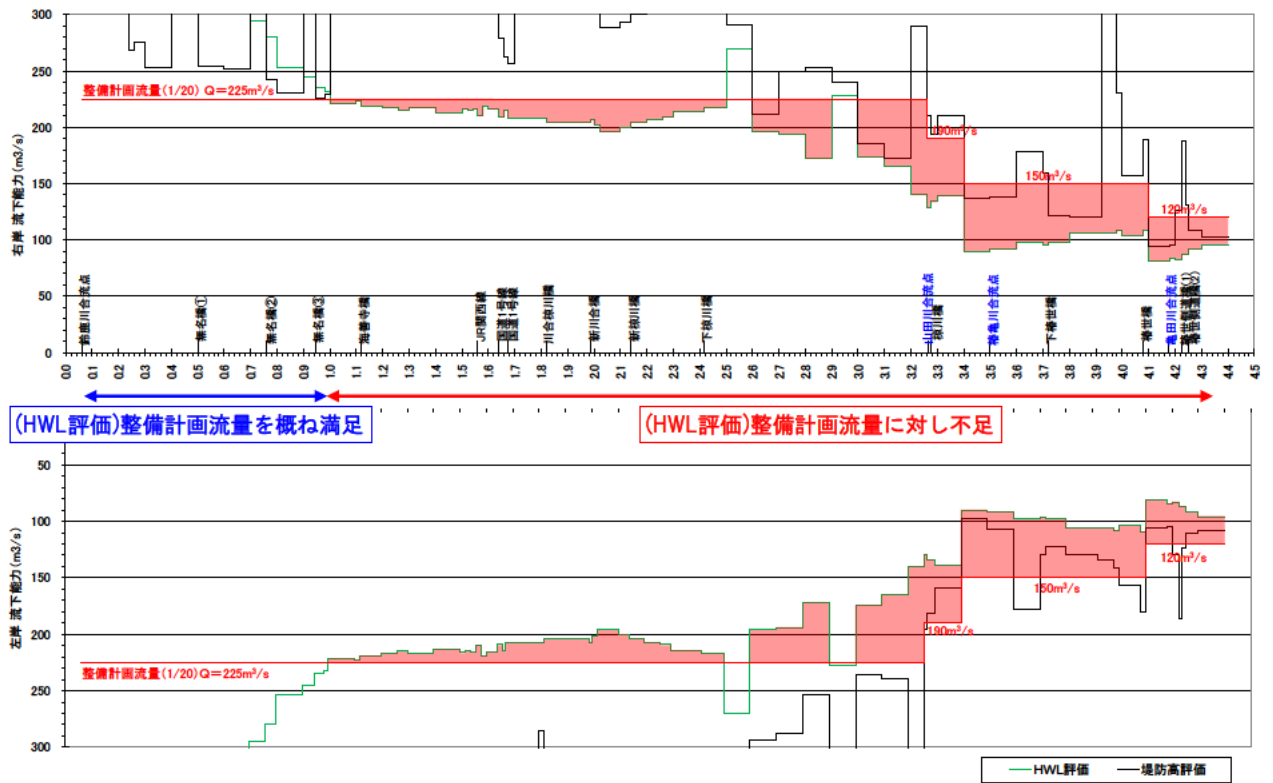


図 2.5 椋川の現況流下能力



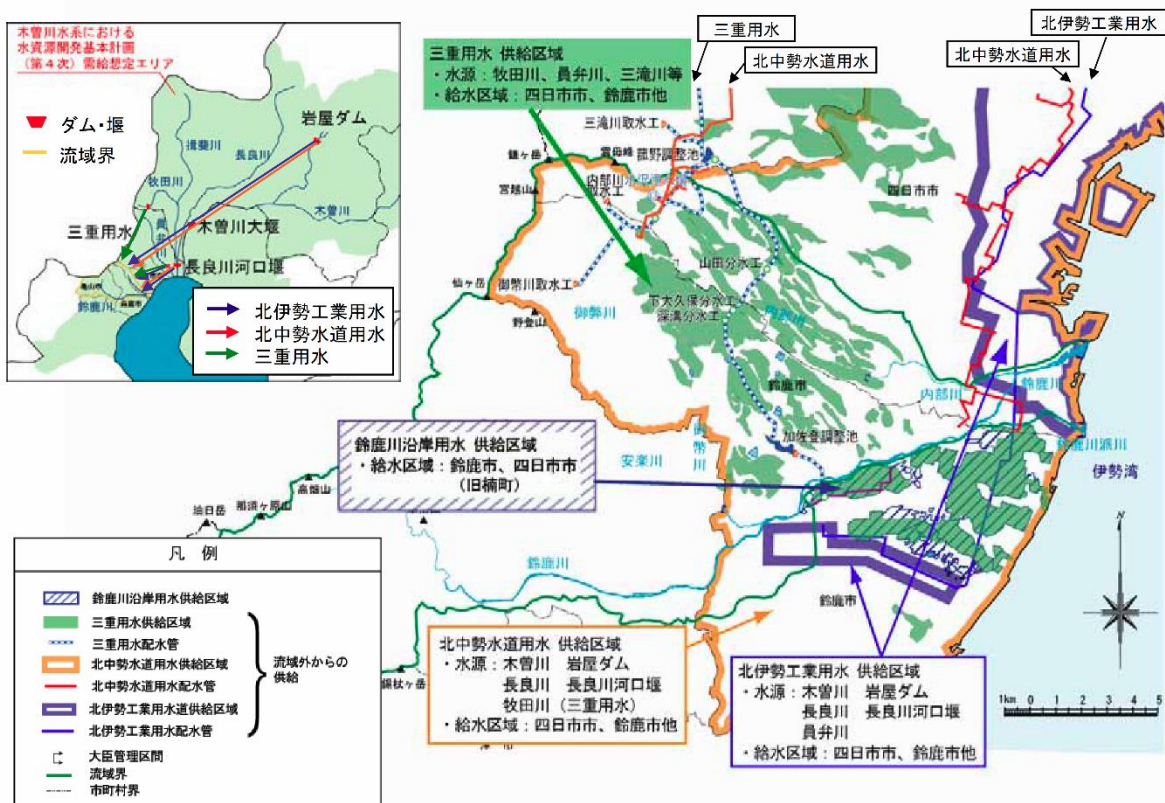
## 2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

### 2.2.1 河川水の利用

鈴鹿川水系（指定区間）は、工業用水、発電用水としての取水は行われていない。農業用水としての水利用が主であり、上流部の一部の河川において、亀山市の簡易水道及び鈴鹿市の上水道用水源として利用されている。また、内部川、足見川、鎌谷川、御幣川においては、三重用水から給水を受けるなど、広域のかつ効率的な水利用・運用が図られている。

鈴鹿川水系（指定区間）の水利権は、許可水利権が 43 件、慣行水利権は 368 件である。また、内水面漁業や舟運は行われていない。

なお、近年において渇水被害は報告されていない。



出典：H20鈴鹿川水系河川整備基本方針 流域概要資料

図 2.6 三重用水供給区域

### 2.2.2 河川空間の利用

平成 10 年に行われた住民意識のアンケート調査では、散歩や自然観察などが主な利用として挙げられる。

### 2.2.3 水質

鈴鹿川水系の水質汚濁に係る環境基準は、鈴鹿川本川において2類型（河口～鈴国橋までA類型、鈴国橋より上流AA類型）、内部川ではA類型、安楽川ではAA類型が指定されている。

水質観測地点の河原田橋（内部川）、庄野橋（鈴鹿川）、中富田（鈴鹿川）の近10年のBOD値は環境基準を上回る年は殆どなく、環境基準を満たしている。



出典：国土交通省水文水質データベース

図 2.7 水質観測地点

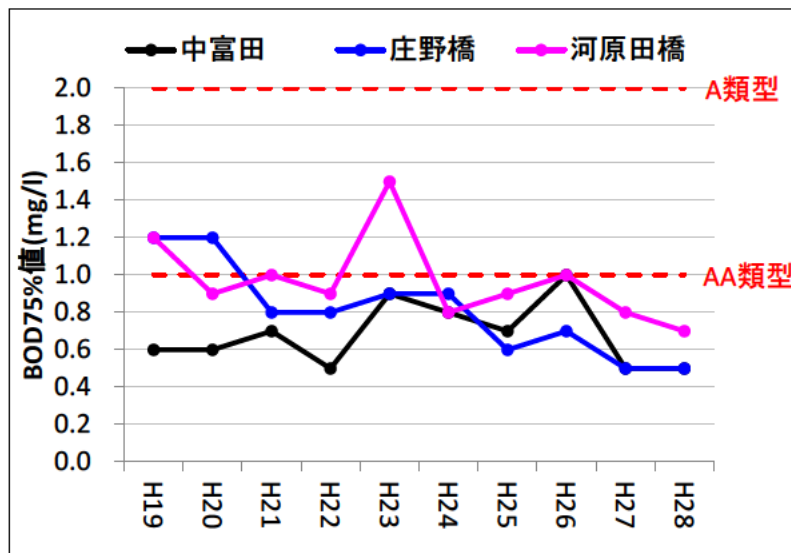


図 2.8 BOD の推移

## 2.2.4 動植物の生息・生育環境

流域の自然環境について見ると、鈴鹿川流域の植生帯は、暖帯林から温帯林に属するが、大半をスギ・ヒノキなどの二次林が占め、ブナ、ヤブツバキ等の自然植生が見られるのは山間の標高の高い地域や、丘陵地の寺社林・段丘斜面に限られている。保護すべき貴重な植物では、入道岳いぬつげ及びあせび群落や鎌ヶ岳<sup>かまがたけ</sup>ブナ原生林、野登山<sup>のぼりやま</sup>のブナ林が県指定天然記念物となっているほか、宮妻峽<sup>みやづまきょう</sup>のカエデ科植物群落・羽黒山<sup>はぐろやま</sup>の岩壁植物群落がしられており、流域近傍では金生水沼沢植物群落が国指定天然記念物となっている。

河道内の植生については、上流域では水際と河岸の植生が連続している箇所が多く見られ、水際には主にヨシ（アシ）、クズ等が分布している。また下流域では、コンクリート護岸等により植生の連続性が断たれている区間が多く、所々に形成された砂礫堆において、主にヨシ（アシ）、オオフサモ等の分布が見られる程度となっている。

動物では、鈴鹿川水系の中上流域において、主にはニホンザル、イノシシ、ホンドリギツネ、タヌキ、アナグマ、カモシカ等のほ乳類、サギ類（コサギ、チュウサギ、ダイサギ、アオサギ）、キジ、ムクドリ等の鳥類などが生息している。保護すべき貴重な動物としては、鈴鹿山脈<sup>すずかさんみやく</sup>の標高の高い地域にカモシカ（国指定特別天然記念物）が生息し、また加太川<sup>かぶと</sup>上流部<sup>せきちよう</sup>（関町）ではオオサンショウウオ（国指定特別天然記念物）、鈴鹿山系奥部の自然林には昆虫類のきりしまみどりしじみ（県指定天然記念物菰野町地内）の生息などが確認されている。

鈴鹿川水系の魚類としては、流域上流部から河口にかけて、主にはオイカワ、カワムツ、タカハヤ、モツゴ、ドジョウ、コイ、ヨシノボリ等が生息しており、また上流域<sup>せきちよう</sup>（関町）を流れる加太川<sup>かぶと</sup>、鈴鹿川<sup>すずか</sup>などでは、アユ、ニジマス、アマゴの放流が行われている。保護すべき貴重な魚類としては、安楽川<sup>あんらく</sup>中流部<sup>かめやまし</sup>（亀山市）において国指定天然記念物のネコギギの生息などが確認されている。

このように、鈴鹿川水系（指定区間）では、重要種が確認されている他、ブラックバス、ブルーギル、カダヤシ、ヌートリア等の特定外来種が確認されていることから、特定外来種の移入回避及び除去が必要である。また、水生生物の移動を阻害する堰も設置されており、移動に配慮する必要がある。



生物の移動を阻害する堰（足見川）



椋川上流域

## 2.2.5 地域住民との係わり

鈴鹿川水系（指定区間）は、大半が山地や農地の間を流下しているが、一部では市街地の間を流下し、河川が地域住民にとって身近な空間となっている。河川整備や管理を進めるにあたっては、河川景観に配慮し、地域住民・関係機関等との協働により、地域との関わりを密接にする必要がある。

### 3. 河川整備計画の目標に関する事項

#### 3.1 河川整備計画の対象区間

整備計画の対象区間は、下記に示す<sup>すずか</sup>鈴鹿川水系（指定区間）の県管理区間とする。（表 3.1）

表 3.1 河川整備計画の対象区間

水系名	河川名	起 点	終 点	延長(m)
すずか 鈴鹿川	<sup>すずか</sup> 鈴鹿川	左岸：亀山市大字坂下字大滝 691 番の 1 地先 右岸：同市町同大字同字 689 番地先		9,471
	<sup>うつべ</sup> 内部川	四日市市水沢町字冠山 29 番地先の砂防金山 堰堤下流端	<sup>すずか</sup> 鈴鹿川への 合流点	12,000
	<sup>はるさめ</sup> 春雨川	四日市市采女町字名倉 1890 番地先の農道橋	<sup>うつべ</sup> 内部川への合 流点	350
	<sup>こいけ</sup> 小池川	四日市市采女町字名倉 1834 番の 1 地先の国 道橋下流端	<sup>はるさめ</sup> 春雨川への合 流点	220
	<sup>あしみ</sup> 足見川	四日市市水沢町字北谷 1521 番地先の林道橋 下流端	<sup>うつべ</sup> 内部川への 合流点	14,300
	<sup>かまたに</sup> 鎌谷川	左岸：四日市市水沢町字冠山 40 番地先 右岸：同市同町同字 39 番地先	<sup>うつべ</sup> 内部川への 合流点	13,750
	<sup>たに</sup> 谷川	左岸：四日市市貝塚町字池端 99 番の 2 地先 右岸：同市同町同字 100 番の 3 地先	<sup>すずか</sup> 鈴鹿川への 合流点	630
	<sup>なみせ</sup> 浪瀬川	鈴鹿市下大久保町字下寺井 322 番地先の寺井 池からの流出点	<sup>すずか</sup> 鈴鹿川への 合流点	7,305
	<sup>しいやま</sup> 椎山川	左岸：鈴鹿市深溝町字南東野 206 番地先 右岸：同市同町字口明 458 番の 1 地先	<sup>すずか</sup> 鈴鹿川への 合流点	5,000
	<sup>がま</sup> 蒲川	鈴鹿市上田町字横堀 2140 番の 3 地先の大沢 池からの流出点	<sup>しいやま</sup> 椎山川への合 流点	4,280
	<sup>あくた</sup> 芥川	鈴鹿市伊船町字畑田 1571 番地先の竜ヶ池か らの流出点	<sup>すずか</sup> 鈴鹿川への 合流点	9,370
	<sup>あんらく</sup> 安楽川	左岸：亀山市安坂町字南矢原 1400 番地先 右岸：同市同町字岩坪 1175 番地先	<sup>すずか</sup> 鈴鹿川への 合流点	11,930
	<sup>おんべ</sup> 御幣川	鈴鹿市小岐須町字示祓塚 1186 番地先の無名 滝流出点	<sup>あんらく</sup> 安楽川への合 流点	10,000
<sup>なべ</sup> 鍋川	左岸：鈴鹿市山本町字大谷 1972 番地先 右岸：同市同町同字 2015 番地先	<sup>おんべ</sup> 御幣川への合 流点	2,700	

やしま 八島川	鈴鹿市西庄内町字奥畑 916 番地先の堂塚橋	あんらく 安楽川への合 流点	7,054
かめぶら 亀淵川	鈴鹿市西庄内町字檜ノ木川 2437 番の 1 地先 の砂防堰堤下流端	やしま 八島川への合 流点	2,670
うきぎた 鬼田川	左岸：鈴鹿市西庄内町字石頭頂 2259 番地先 右岸：同村同大字同字 2257 番の 1 地先	かめぶら 亀淵川への合 流点	1,240
てら 寺川	鈴鹿市西庄内町字田ノ神 2750 番の 1 地先の 県道橋	やしま 八島川への合 流点	2,000
げんめい 源明川	鈴鹿市西庄内町字虎の滝 5115 番の 3 地先の 虎の滝橋	やしま 八島川への合 流点	3,800
はらだ 原田川	左岸：亀山市辺法寺町字明戸 1536 番地先 右岸：同市同町字大山田 1811 番地先	あんらく 安楽川への合 流点	900
まえだ 前田川	亀山市白木町字河内 1207 番地先の天狗橋	あんらく 安楽川への合 流点	6,000
だいもん 大門川	亀山市両尾町字見上 741 番地先	あんらく 安楽川への合 流点	2,400
がめ 我女川	亀山市両尾町字太曾 2699 番の 2 地先の砂防 堰堤下流端	あんらく 安楽川への合 流点	870
すいしょうだに 水晶谷川	左岸：亀山市安坂町字水晶山 825 番地先 右岸：同市同町字下垣内 863 番の 1 地先	あんらく 安楽川への合 流点	400
みや 宮川	左岸：亀山市安坂山町字桂谷 2838 番地先 右岸：同市同町字上切 2502 番地先	あんらく 安楽川への合 流点	2,750
むく 椋川	亀山市白木町字中里 2946 番地先の下の橋	すずか 鈴鹿川への 合流点	10,310
かめた 亀田川	左岸：亀山市住山町字東山 742 番地先 右岸：同市同町字安の山 211 番地先	むく 椋川への合流 点	2,300
たつ 竜川	亀山市布気町字道野 585 番地先の牛櫃橋	すずか 鈴鹿川への 合流点	4,250
さくら 桜川	左岸：亀山市大字鷲山字鹿荒 207 番地先 右岸：同市同大字同字 216 番地先	すずか 鈴鹿川への 合流点	2,750
いしば 石場川	左岸：亀山市大字鷲山字石場 203 番地先 右岸：同市同大字同字 204 番地先	さくら 桜川への合流 点	500
おの 小野川	左岸：亀山市大字白木一色字吉尾 1189 番地 先 右岸：同市大字鷲山字尾ヶ谷 650 番地先	すずか 鈴鹿川への 合流点	5,050

かぶと 加太川	亀山市大字加太北在家字白滝 6549 番地先の 不動滝	すずか 鈴鹿川への 合流点	12,418
えち 越川	左岸：亀山市大字加太越川字雀頭 309 番地 先 右岸：同市同大字字踊小場 310 番地先	かぶと 加太川への合 流点	3,000
うしたに 半谷川	左岸：亀山市大字加太市場字大四郎 1333 番 地先 右岸：同市同大字字造石 1334 番地先	かぶと 加太川への合 流点	2,000
ひらこ 平子川	左岸：亀山市大字加太向井字休小場 2156 番 地先 右岸：同市同大字同字 2161 番の 12 地先	かぶと 加太川への合 流点	1,000
こじんむたに 小神武谷川	左岸：亀山市大字加太向井字柚木 2565 番地 先 右岸：同市同大字同字 2566 番地先	かぶと 加太川への合 流点	2,700
あぶたに 虻谷川	左岸：亀山市大字加太梶ヶ坂字虻谷 3487 番 地先 右岸：同市同大字同字 3478 番地先	かぶと 加太川への合 流点	3,000
じんむたに 神武谷川	左岸：亀山市大字加太神武字深切 4017 番地 先 右岸：同市同大字同字 4016 番地先	かぶと 加太川への合 流点	4,000
いずもたに 出雲谷川	左岸：亀山市大字加太板屋字古久呂目 5002 番地先 右岸：同市同大字同字 5004 番地先	かぶと 加太川への合 流点	3,600
きちがたに 吉ヶ谷川	左岸：亀山市大字加太北在家字山の神谷 5736 番地先 右岸：同市同大字同字 5737 番地先	いずもたに 出雲谷川への 合流点	1,500
きわた 喜和田川	左岸：亀山市大字加太中在家字東甚ヶ谷 8263 番地先 右岸：同市同大字同字 8264 番地先	かぶと 加太川への合 流点	5,000
あまたの アマタノ川	左岸：亀山市大字加太中在家字小倉畑 8246 番地先 右岸：同市同大字同字 8247 番地先	きわた 喜和田川への 合流点	3,500
たいこうじ 大岡寺川	左岸：亀山市大字加太北在家字大岡寺 6636 番地先 右岸：同市同大字同字 6644 番地の 1 地先	かぶと 加太川への合 流点	1,000
いち 市の瀬川	左岸：亀山市大字市瀬字富塚 649 番地先 右岸：同市同大字同字 711 番地先	すずか 鈴鹿川への 合流点	800
なかつ 中津川	亀山市大字坂下字中津川山 828 番の 6 地先の 大滝下流端	すずか 鈴鹿川への 合流点	5,000

### 3.2 河川整備計画の対象期間

鈴鹿川水系（指定区間）の河川整備計画は、鈴鹿川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その計画対象期間は概ね30年間とする。

本整備計画は、現時点における流域及び河川の状況に基づき策定したものであり、今後河川及び流域を取り巻く社会状況の変化などに合わせて、必要に応じて適宜見直しを行っていくものである。

### 3.3 洪水・津波・高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標

本整備計画では、昭和49年洪水で床上浸水が発生し、それに対する整備が未対応である足見川、芥川及び平成5年、平成7年洪水にて再度床上浸水が発生した椋川の3河川を整備対象河川として選定した。

対象3河川では、過去の流域内の浸水被害や流域内のバランス等を考慮し、足見川においては、年超過確率1/10の規模の降雨による洪水に対して被害を防ぐことを目標とし、基準地点の新大明神橋において $70\text{m}^3/\text{s}$ 、芥川においては、年超過確率1/5の規模の降雨による洪水に対して被害を防ぐことを目標とし、基準地点の芥川橋において $125\text{m}^3/\text{s}$ 、椋川においては、年超過確率1/20の規模の降雨による洪水に対して被害を防ぐことを目標とし、基準地点の川合において $225\text{m}^3/\text{s}$ の流量を安全に流下させる河道を整備する。（図3.1～3.3）

さらに、洪水等に対応するため、地域住民が浸水の恐れがあることを理解し、警戒時、災害時に円滑かつ迅速な避難が行えるよう、水防情報の提供、洪水浸水想定区域図の作成等、市が取り組む洪水ハザードマップ作成への支援や防災意識を高める取り組みを行うなどのソフト対策により地域住民主体の防災活動を支援し、総合的な被害軽減対策について、関係機関、地域住民と連携し、地域の防災力向上に努める。

また、今後発生することが予想される南海トラフを震源域とする地震やそれに伴い発生する地震の他、大規模地震等による影響を検証したうえで、必要となる地震対策の推進に努める。

＜足見川＞

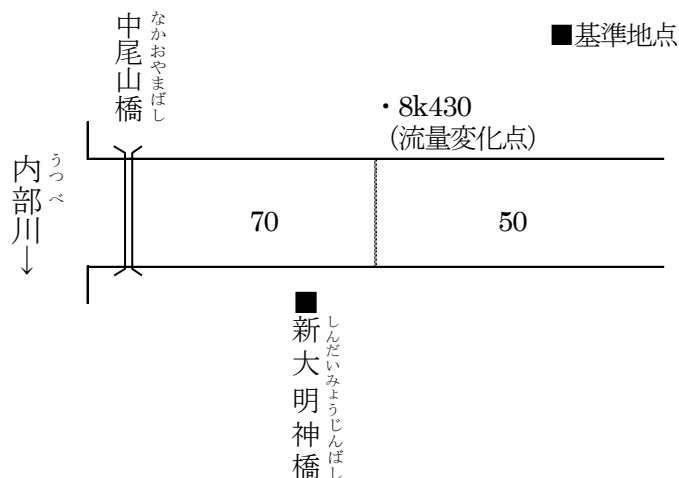


図 3.1 整備計画流量配分図（単位： $\text{m}^3/\text{s}$ ）

< 芥川 >

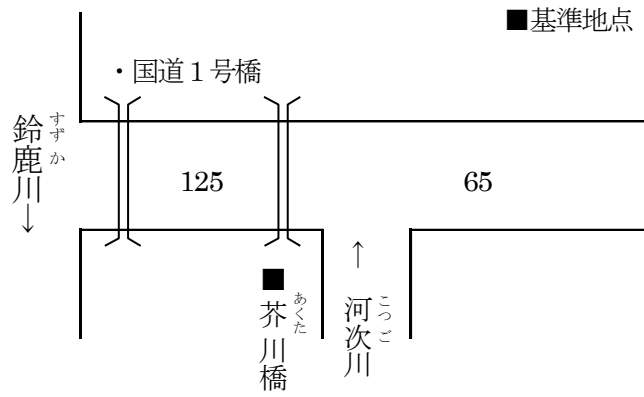


図 3.2 整備計画流量配分図 (単位 :  $\text{m}^3/\text{s}$ )

< 椋川 >

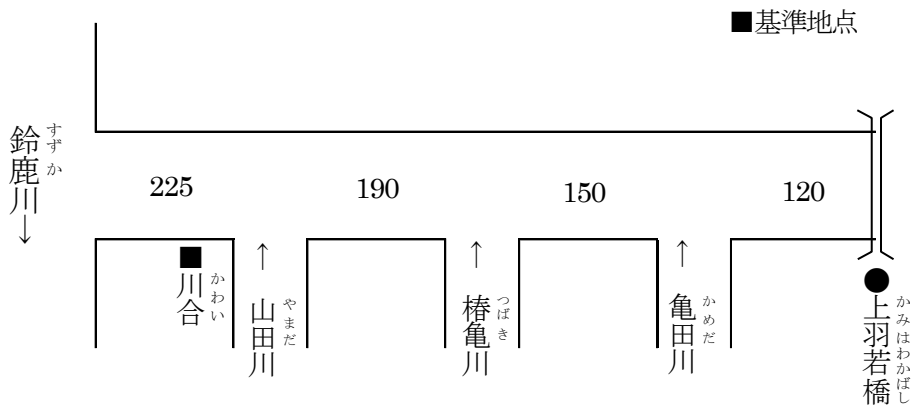


図 3.3 整備計画流量配分図 (単位 :  $\text{m}^3/\text{s}$ )



### 3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適切な利用については、今後とも関係機関との連携のもと、適切な水利用が図られるよう努めるとともに、綿密な情報提供等、水利用の効率化を促進し、さらに既得水利の取水が安定的になされ、かつ良好な水環境が維持改善されることを目標とする。

鈴鹿川水系（指定区間）では、取水還元の実態が十分に解明されていないことから、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後、流況の把握に努めるとともに取水実態や動植物の生息・生育・繁殖環境等の調査を行ったうえで設定に努める。

### 3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、治水対策の推進を図りながらも、自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育・繁殖する良好な環境を次世代に引き継ぐよう努め、川と地域住民の営みが共生できるような整備を推進する。

河川工事等による良好な河川環境への影響が懸念される場合には、代替措置や環境・景観に配慮した工法や構造の採用等により、河川環境への影響の回避と軽減に努める。

動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、砂州、河川草地等の鈴鹿川水系（指定区間）の特徴を踏まえるとともに、魚類が河川の上下流や本支川等を往来できるよう水域の連続性を確保し、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。

一部でオオクチバス、セイトカアワダチソウ等、動植物の外来種が確認されていることから、河川改修を行う際には、環境の変化に伴って、これら外来種の生息域が拡大し、在来種の生息・生育・繁殖環境に影響を与えることが無いよう配慮するとともに、関係機関と連携して移入回避にも努める。

良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、沿川の市街地における憩いの場である良好な河川景観の維持・形成に努める。維持管理においても、関係機関や地域住民と連携し、不法投棄防止策及び草刈り等の取り組みを進め、良好な河川環境の整備に努める。

人と河川との豊かなふれあいの確保については、地域住民等の身近な憩いとやすらぎ、多様なレクリエーション、環境教育の場としての河川整備と保全に努める。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携・協働を図りながら、人や水生生物にとって、良好な水質の維持及び向上に努める。

河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全について十分配慮するとともに、治水・利水・環境との調和を図りつつ、河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう努める。

## 4. 河川整備の実施に関する事項

### 4.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

#### 4.1.1 河川工事の目的

河川工事は、洪水時の河川水位を低下させ、整備計画目標流量を安全に流すことを目的として、主に河道掘削により河積を増大させるとともに、洪水の流下を妨げている橋梁や堰等の改築を行うことにより、洪水被害の防止を図る。

工事に際しては、動植物の生息・生育・繁殖環境や歴史・文化、景観、埋蔵文化財の存在などに配慮するとともに、良好な水辺空間の保全を図る。

築堤および掘削に伴って改築が必要な工作物（橋梁や堰など）については、関係機関と連携・調整を図り、改築又は撤去を行う。

河川管理施設については、洪水等の際、必要な機能が発揮されるよう、計画的に修繕・更新を行う。地震対策として、必要に応じて河川管理施設の耐震対策などを実施する。

#### 4.1.2 河川工事の施工場所

河川整備計画で対象とする河川工事の施工場所は、足見川<sup>あしみ</sup>で、5.4k付近～8.7k付近、8.95k付近～整備計画区間上流端(11.6k)、芥川<sup>あくた</sup>で、芥川新橋<sup>あくたがわしんぼし</sup>付近(1.4k)～整備計画区間上流端(4.7k)、椋川<sup>むく</sup>で、無名橋(0.94k)～整備計画区間上流端(4.31k)とする。(表4.1、図4.1)

鈴鹿川水系<sup>すずか</sup>（指定区間）の河川整備計画の主要な工事内容は、表4.1に示すとおりである。

表 4.1 河川改修の施工場所と主な整備内容

水系名	河川名	区 間	主な整備内容
すずか 鈴鹿川	あしみ 足見川	5.4k付近～8.7k付近 8.95k付近～整備計画区間上流端(11.6k)	河道掘削、河道拡幅、護岸整備、 築堤、堰改築、橋梁改築
	あくた 芥川	あくたがわしんぼし 芥川新橋付近(1.4k) ～整備計画区間上流端(4.7k)	河道掘削、河道拡幅、護岸整備、 築堤、橋梁改築
	むく 椋川	無名橋(0.94k) ～整備計画区間上流端(4.31k)	河道掘削、河道拡幅、護岸整備、 築堤、橋梁改築

注) 現時点における主な施工箇所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

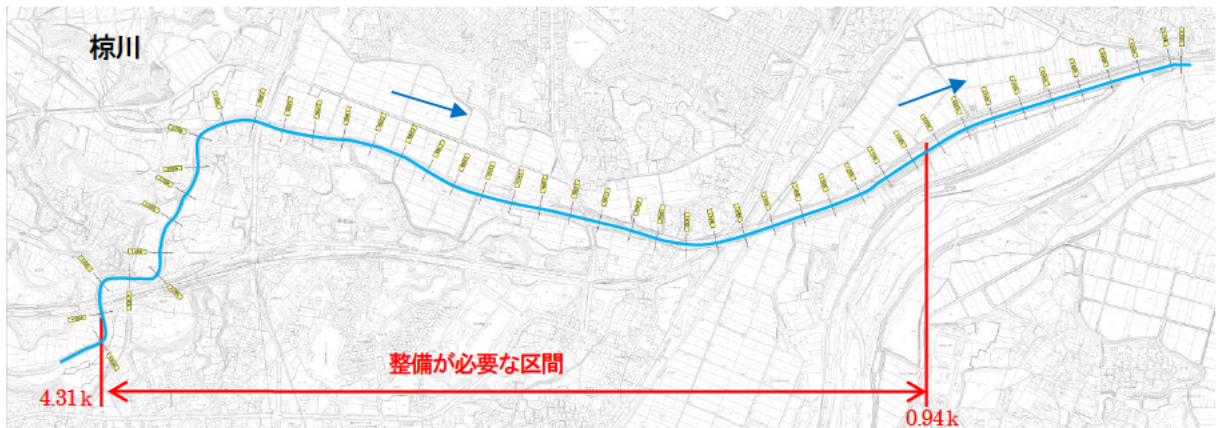
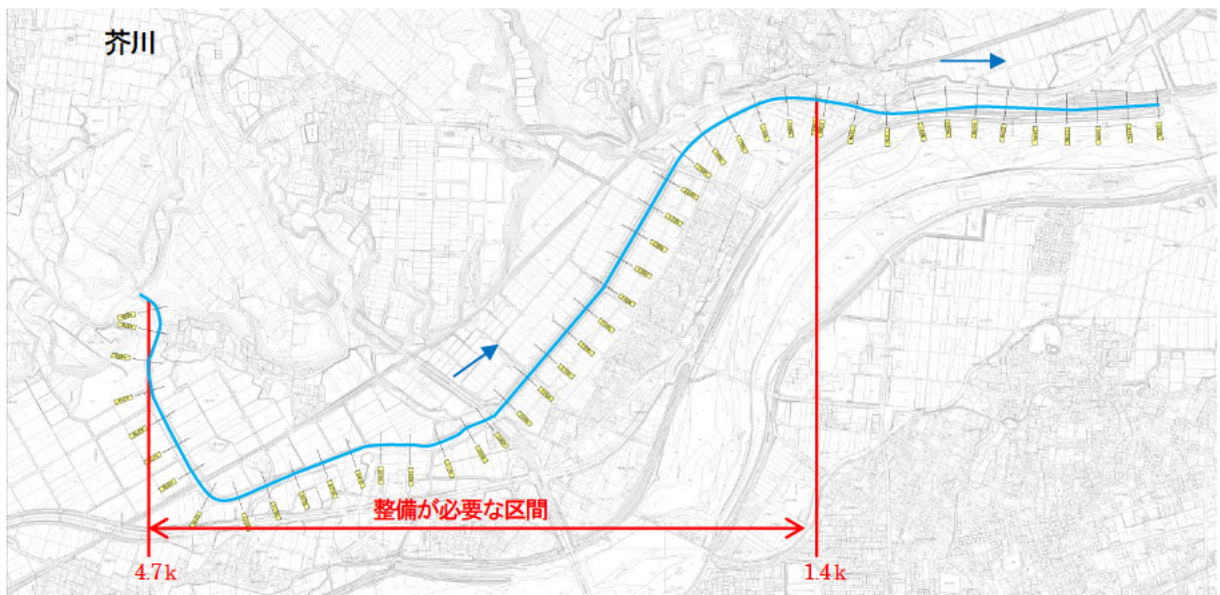
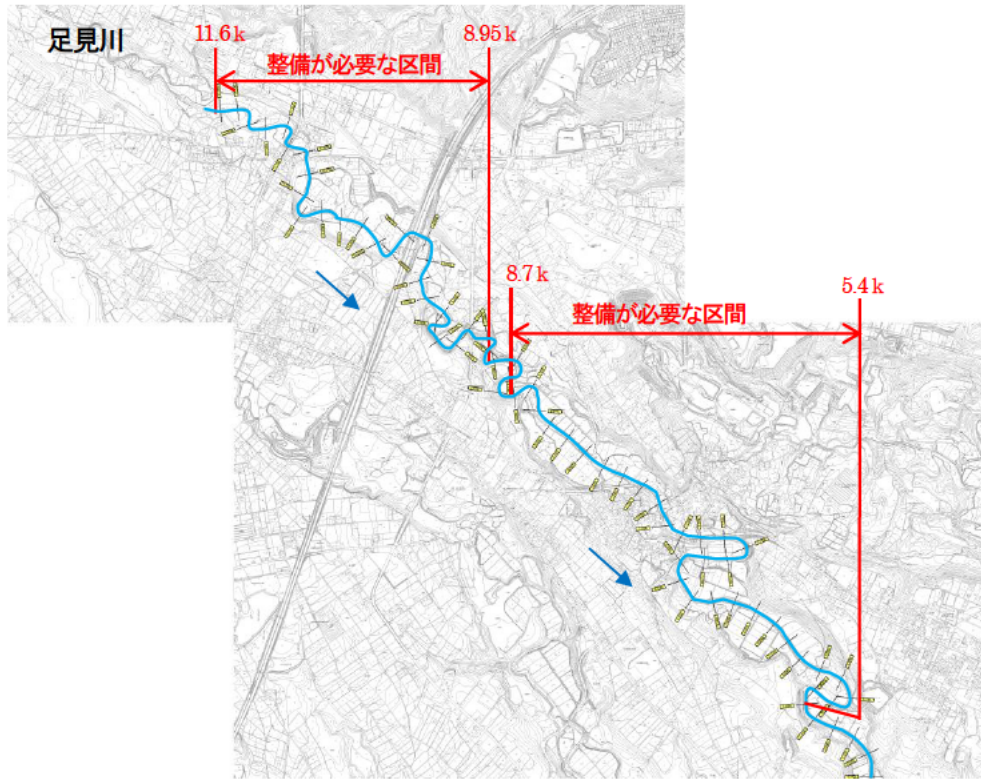


図 4.1 河川工事の施工の箇所位置図

### 4.1.3 主要工事の概要

河川工事においては、河道掘削、護岸整備、橋梁改築等により流下能力の拡大を図る。また、既存の取水に対して、悪影響を与えないように配慮するとともに、魚類をはじめとする動植物の生息・生育・繁殖環境の保全や河川景観へも配慮し、河川の連続性の確保に努める。

なお、河道掘削等の施工にあたっては、背後地の土地利用や河川法線等の河道特性に配慮した事業の実施に努める。また、重要な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める、段階的な施工により急激な環境の変化を避ける、施工箇所が生息・生育している動植物とその生態に関して把握に努める等、施工の時期や方法について工夫に努める。

計画横断イメージ図

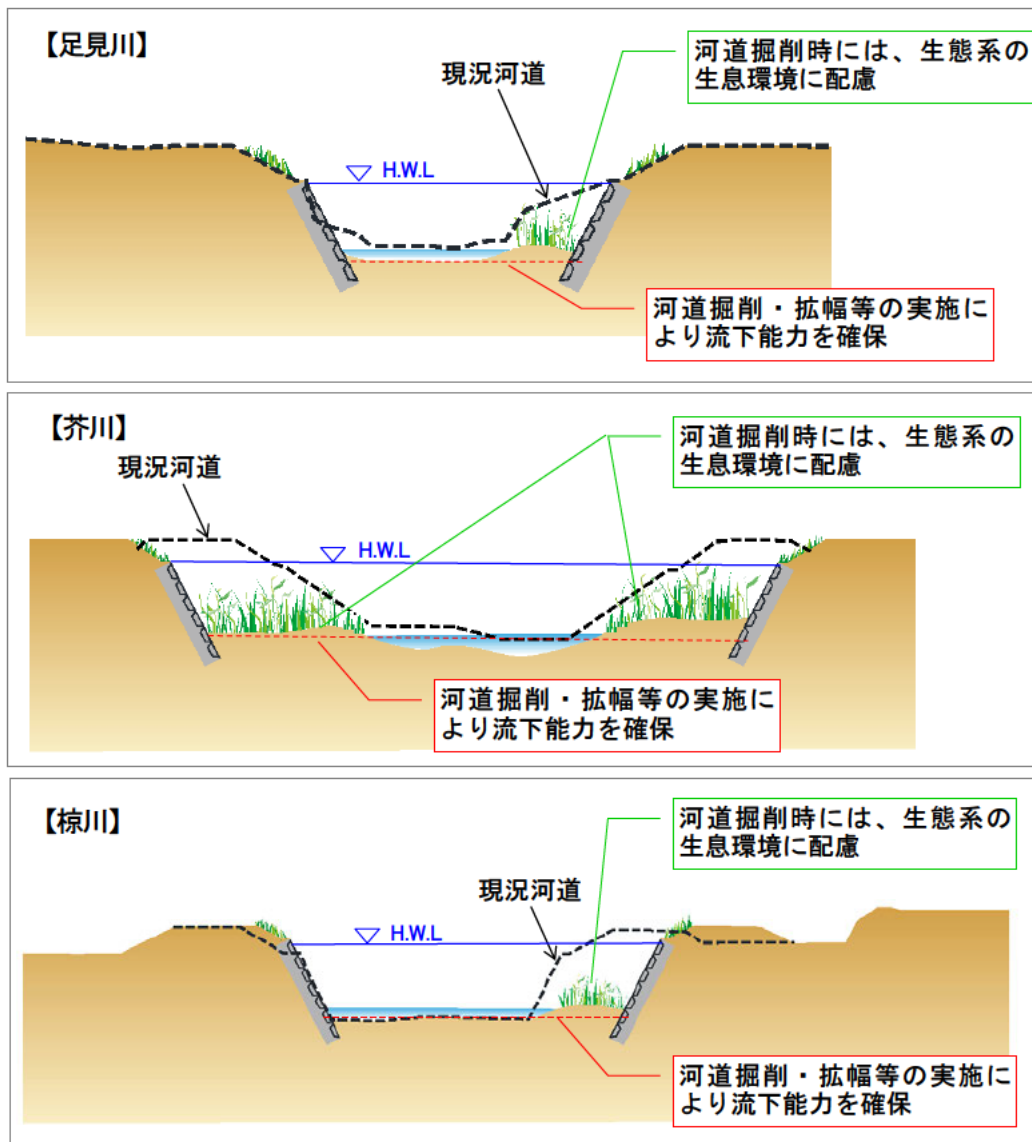


図 4.2 改修計画 代表横断

(横断形状は必要に応じて変更することがある)

## 4.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

### 4.2.1 河川維持の目的

河川の維持管理については、災害発生の防止、河川の適切な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるように適切に行う。

河川管理施設については、洪水等の際、必要な機能が発揮されるよう、計画的に修繕・更新に努める。

### 4.2.2 河川維持の種類

#### (1) 河道および河川管理施設の維持

河川内に堆積した土砂や樹木等が洪水の流下を阻害する恐れがある場合には、必要に応じて土砂撤去や樹木伐採を行い河積を確保するものとする。特に出水後は河川巡視を実施し、主として土砂堆積の状況を確認する。土砂の撤去の際には、平坦な河床としないなど自然環境への配慮を行う。

河川管理施設である堤防及び護岸の維持については、定期点検により法崩れ、ひび割れ、漏水、沈下等の異常が無いかを確認する。異常が確認された場合には、必要な対策を実施し堤体の機能維持に努める。

水門等の河川管理施設の維持については、洪水等の際、必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、必要に応じて補修・更新を行うとともに予防保全が必要な施設については、計画的に修繕・更新に努める。

許可工作物については、河川管理上の支障とならないように、占有者に対して指導・監督を行う。

耐震の観点から、地震に伴う基礎地盤の液状化などにより、堤防の沈下、崩壊、ひび割れなどが生じた場合の浸水による二次災害の恐れがある箇所について、堤体の機能維持に努める。

また、堤防の法面については、雑草等の繁茂が法崩れ、亀裂、陥没等の異常の発見に支障とならないよう、地域住民との連携を図り除草等の日常管理に努めるとともに、河川敷地内の不法投棄物等についても、関係機関等との連携を図り自然環境の保全に配慮しながら河川美化に努める。

流域内の流木が発生する可能性のあるエリアについては、三重県にて中小河川を対象に、流木発生被害の危険度等の緊急点検を実施しており、鈴鹿川水系に留意箇所は無い。また、直轄区間にて砂防事業が既に実施済みである。

#### (2) 水量の監視等

適切な河川管理のために、日常的に雨量・水位の把握を行うとともに地域への情報提供に努める。動植物の生息・生育・繁殖環境の保全及び利水の安定的な取水に必要な流量の確保を目指し、水量の監視を行う。

また、関係機関との連携・協力のもと、適切な水利用の促進を図るとともに渇水時の情報伝達体制の整備、綿密な情報提供等水利用の効率化に努める。

### (3) 水質の保全

水質については、引き続き関係機関から水質観測結果のデータ提供を受け、流域における水環境のモニタリングに努める。また、必要に応じて、流域の市等関係機関との連絡・調整や流域住民との連携・協働を図りながらより一層の水質改善に努める。

なお、鈴鹿川及びその河口付近の海域には環境基準点が設置されており、河川の浚渫による一時的な濁りが測定結果に大きな影響を与える可能性があるため、施工期間及び調査日時について、関係機関と協議し、工事を実施する。

### (4) 河川環境の適正な利用と管理

下流から上流にかけて動植物の生息・生育環境が残されていることから、保全に努める。また、魚類等の水生生物への配慮として、河川・水域の縦断的な連続性の確保に努める。

## 4.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

### 4.3.1 整備途上段階および超過洪水への対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階における洪水による被害を最小限に抑えるよう、ソフト対策として、「防災みえ.jp」による水位・雨量の情報提供、洪水浸水想定区域図の作成等、市が取り組む洪水ハザードマップ作成の支援を行い、総合的な被害軽減対策を流域の市等関係機関や地域住民と連携して推進する。

また、内水被害の著しい地域においては、関係機関との連携・調整を図り、必要に応じて内水被害の軽減対策を検討する。

流域内の開発等による河川への負担を軽減するため、関係機関と連携・調整を図り、雨水等の流出抑制対策等に努める。

情報伝達及び警戒避難体制の整備を行うとともに、地域住民の防災訓練の参加等により、災害時のみならず平常時から防災意識向上や水防活動の充実に努める。

### 4.3.2 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等に関する事項

流域における社会状況の変化や住民の価値観の多様化などにより、効果的な治水対策や環境整備を進めるためには、ハード事業とソフト事業の連携、他機関・他事業との連携が不可欠となっている。このような背景から河川事業の実施においては、地域住民等の地域関係者との「協働」を進め、河川に関する各種情報の提供や地域関係者との意思疎通に努める。

地域における河川愛護活動や清掃活動、環境学習等については、地域の特性に合わせた継続的な活動を進めるために、河川管理者、地域住民や学校、企業、団体等の各主体がそれぞれの担うべき役割を認識し、その役割を果たしつつ、相互の連携に努める。

# 附 図

(平面図・縦断図)

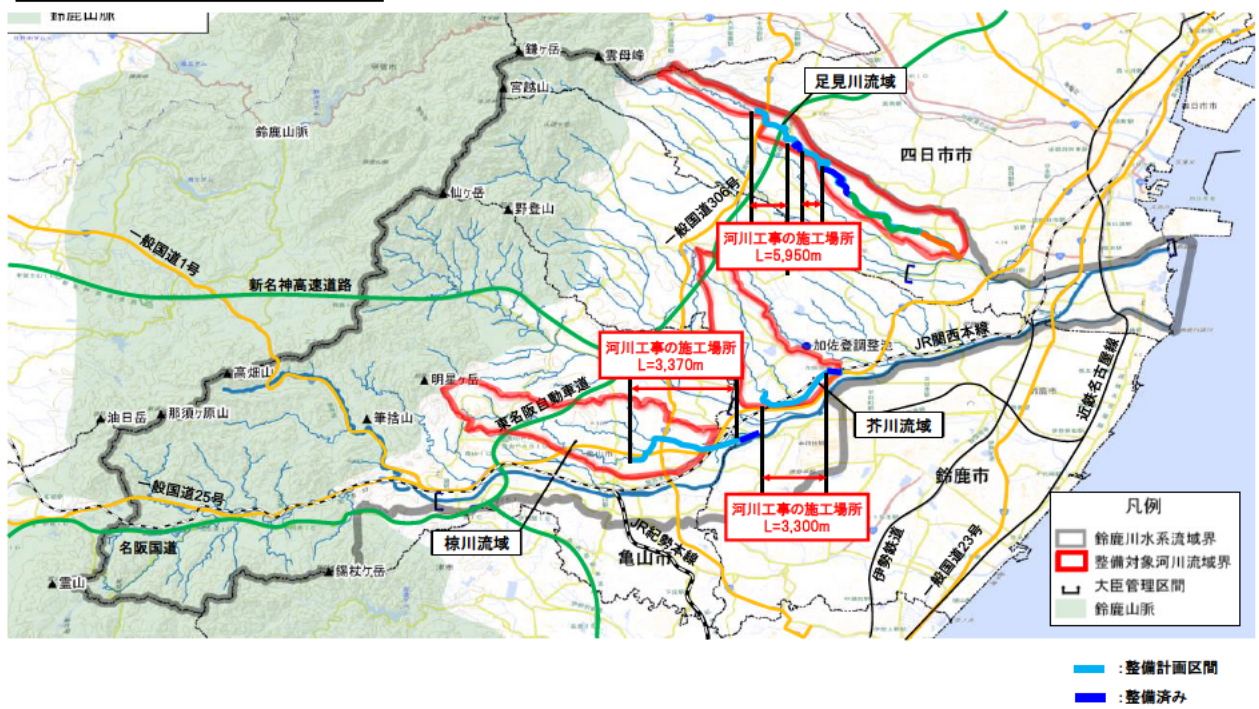
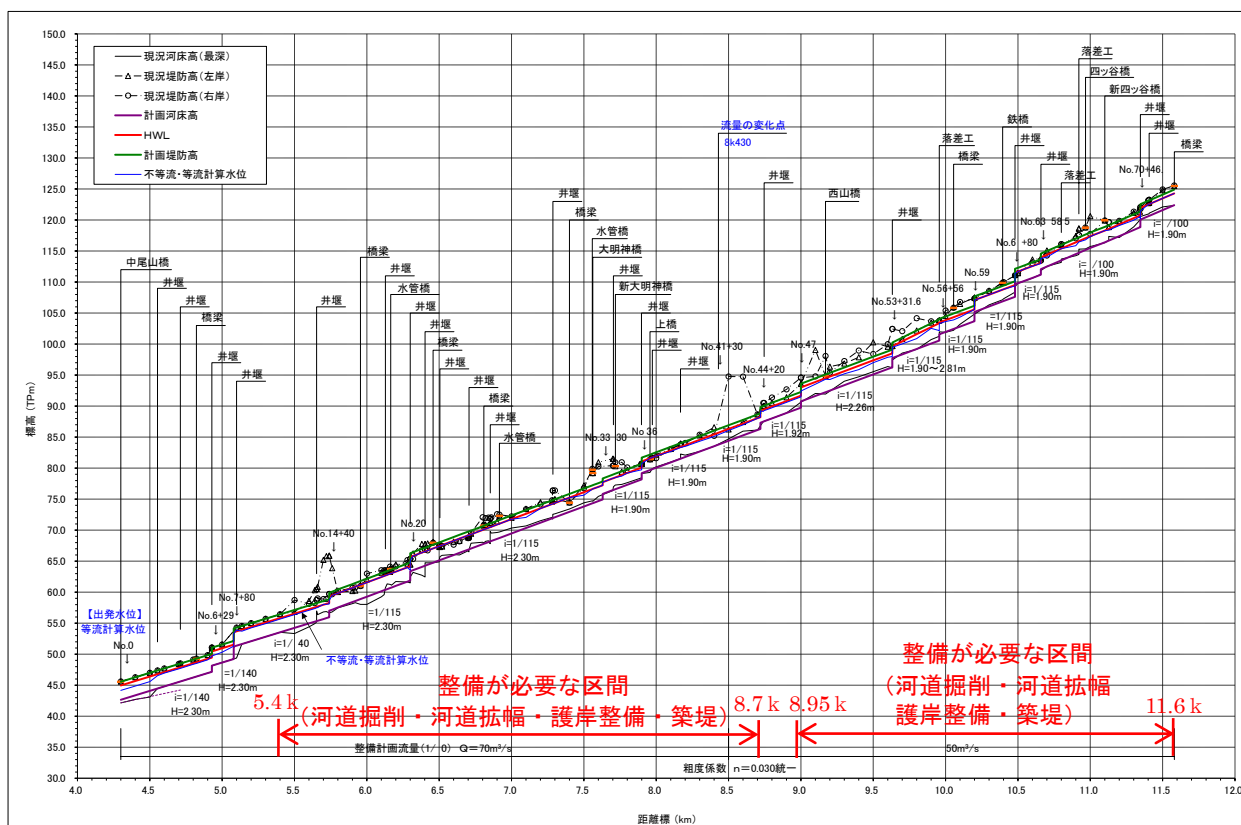


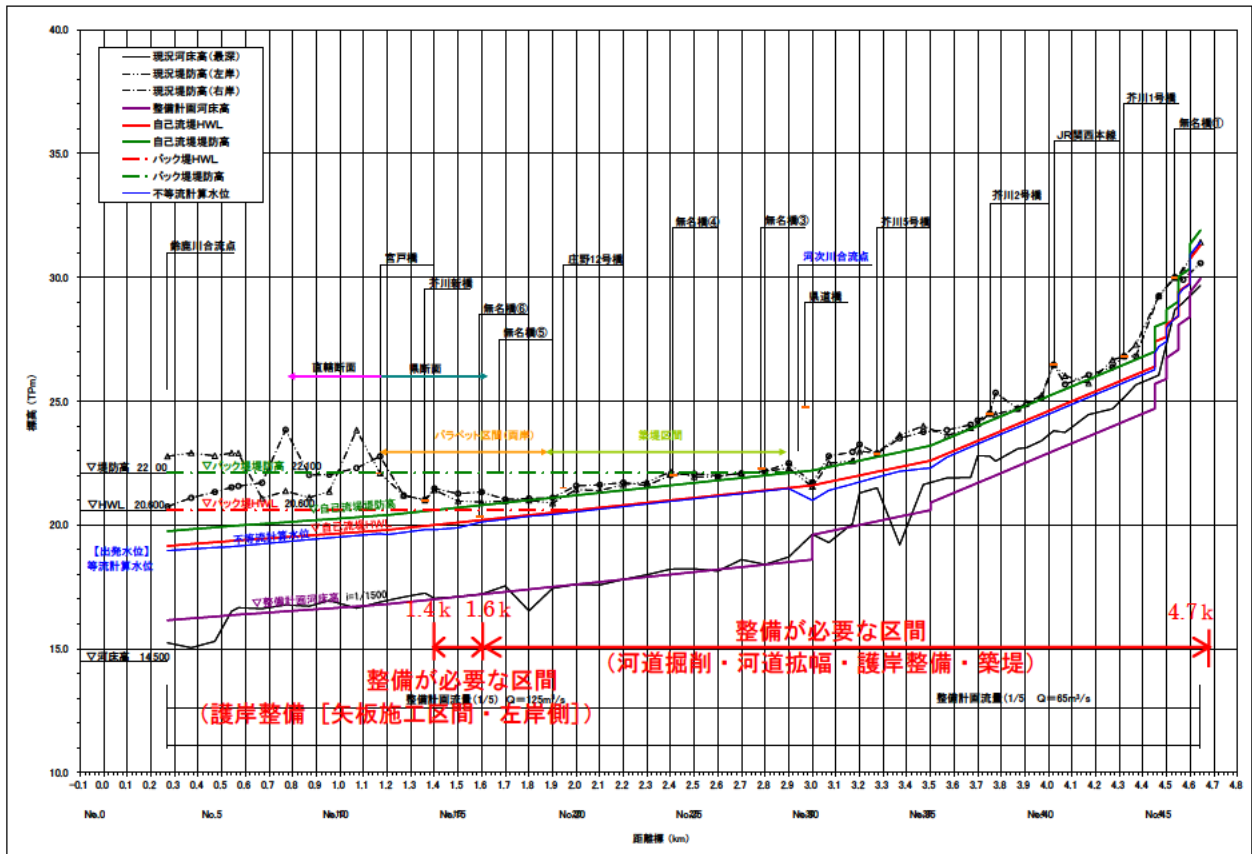
図 河川工事の施工の箇所位置図





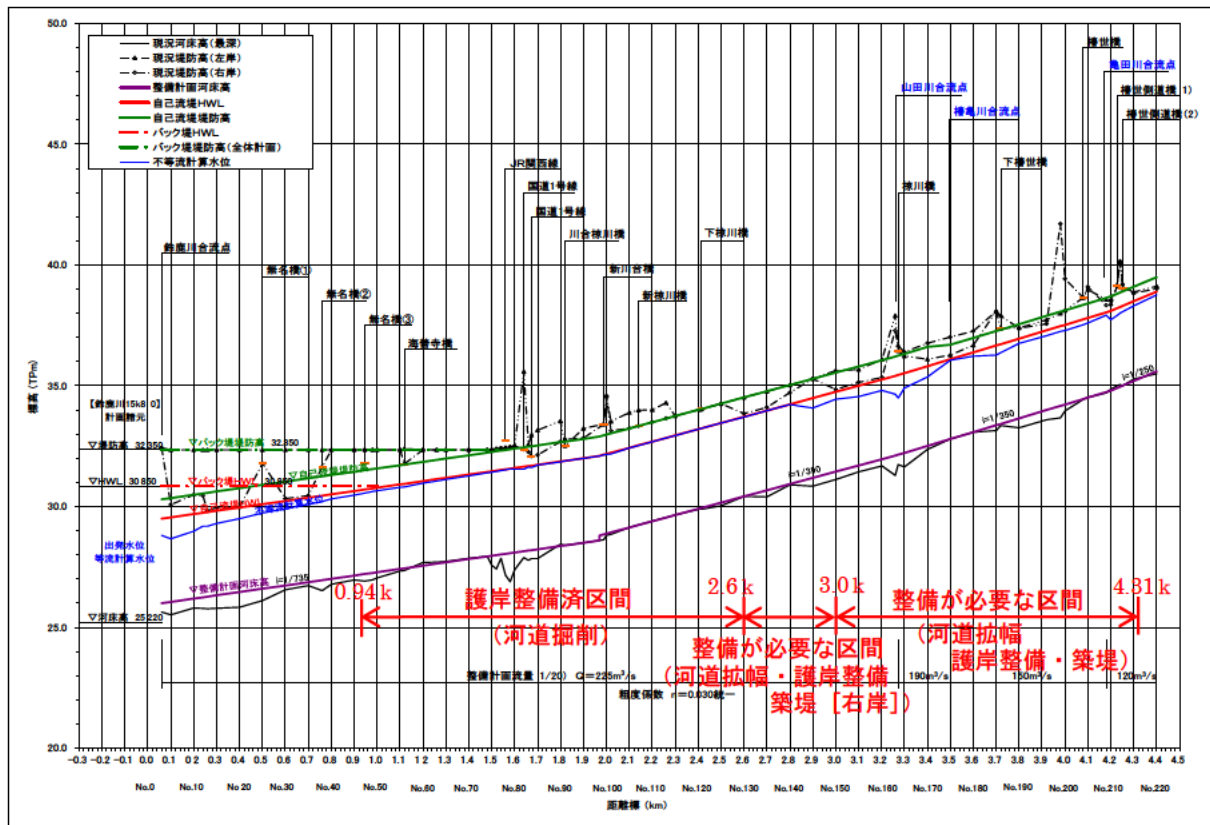
計画高水位 (T. P. m)	56.540	71.770	86.310	93.890	103.850	117.400
計画河床高 (T. P. m)	54.240	69.470	84.410	91.630	101.950	115.500
最深河床高 (T. P. m)	53.326	70.335	84.706	92.035	101.892	115.725
距離標	5.5k	7.0k	8.5k	9.1k	10.0k	11.0k

図 縦断面図 (足見川)



計画高水位 (T. P. m)	19. 870	20. 100	21. 100	22. 000	24. 080	25. 880
計画河床高 (T. P. m)	16. 870	17. 100	18. 100	20. 000	22. 380	24. 180
最深河床高 (T. P. m)	17. 090	17. 100	18. 230	21. 290	23. 080	25. 150
距離標	1. 27k	1. 5k	2. 5k	3. 2k	3. 87k	4. 32k

図 縦断面図 (芥川)



計画高水位 (T. P. m)	31.050	33.720	34.750	36.670	37.810
計画河床高 (T. P. m)	27.550	30.420	31.450	33.370	34.510
最深河床高 (T. P. m)	27.680	30.420	31.120	33.146	34.523
距離標	1.2k	2.6k	3.0k	3.7k	4.1k

図 縦断面図 (棕川)

【参 考】

## 河川整備計画用語集

## 1. 河川一般

### 【流域（りゅういき）】

河川の分水嶺と海に囲まれた範囲。降雨や降雪による表流水が集まって、ある河川に流入する全ての範囲（地域）のこと。

### 【水系（すいけい）】

同じ流域内にある河川と関連する湖沼を総称して水系と呼ぶ。

### 【本川（ほんせん）】

同一の水系内で流量や長さなどが最も重要と考えられる河川。

### 【支川（しせん）】

本川に合流する河川。本川に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」というように区別することがある。

### 【派川（はせん）】

本川等から分かれて流れる河川。

### 【放水路（ほうすいろ）】

河川の途中から人工的に開削し、直接海や他の河川に放流する水路。分水路とも呼ばれる。

### 【捷水路（しょうすいろ）】

河川の湾曲部を直線化して流下能力を増加させた水路。

### 【河川管理施設（かせんかんりしせつ）】

河川管理者が管理する河川構造物（堤防、護岸、ダム、水門等）を言い、河川管理者以外の者が河川管理者の許可を受けて設置する工作物（橋梁や農業用取水堰等）を許可工作物という。

### 【感潮域（かんちょういき）】

河川の水位が潮位変動の影響を受ける範囲のこと。

## 2. 河川構造物等

### 【堤防（ていぼう）】

人家等のある地域に河川の水が浸入しないように、河川に沿って土砂等を盛り上げた治水構造物。一般に土手とも呼ばれる。

### 【右岸、左岸（うがん、さがん）】

河川を上流から下流に向かって眺めたとき、河川の右側を右岸、左側を左岸という。

### 【川表、川裏（かわおもて、かわうら）】

堤防を境にして、水が流れている方を川表、住居等がある方を川裏という。

### 【堤内地、堤外地（ていないち、ていがいち）】

堤防によって保護されている区域を堤内地、堤防にはさまれて水が流れる部分を堤外地という。

### 【高水敷（こうすいじき）】

堤外地の常に水が流れている部分（低水路）よりも一段高くなった敷地。

### 【河川区域（かせんくいき）】

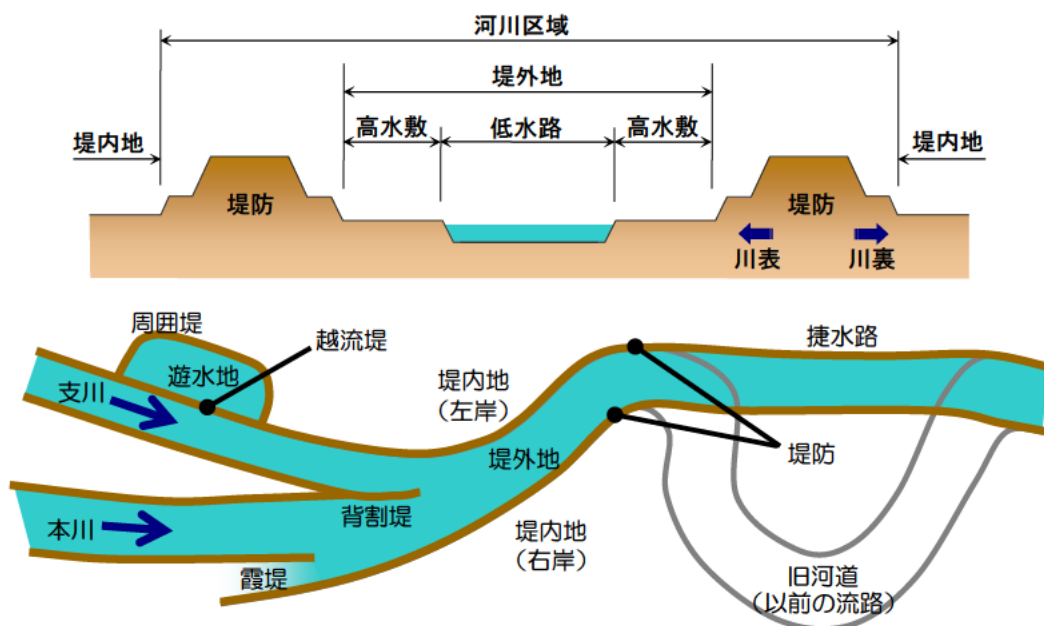
流水部や堤防・樋門など、河川としての役割を持つ区域と河川を管理するうえで必要となる箇所を河川区域という。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、ここでは河川法が適用される。

### 【遊水地（ゆうすいち）】

洪水を一時的に貯留し、流量を減少させるために設けた区域。

### 【排水機場（はいすいきじょう）】

洪水時に樋門などを閉じたとき、ポンプによって堤内地側に降った雨水を川へくみ出す施設。



#### 【樋門（ひもん）】

用水の取水や堤内地に溜まった水を排除するために堤防を横切ってつくられた暗渠（水路）。洪水時には水路に付けられたゲートが閉められ堤防と一体となって堤内地側に洪水が流入することを防ぐ。

#### 【堰（せき）】

主に、農業・工業・水道・発電等に利用するための水を河川から取水するための施設。頭首工、取水堰とも呼ばれる。海水の遡上を防止するために設置されることもある。水位や流量を調整するためゲート等の施設を有するものを可動堰と言い、無いものを固定堰という。

#### 【床止め（とこどめ）】

流水の作用で土砂が流出することを防止し、河床を安定させるために設けられる施設。床固め、帯工と呼ばれることもある。床止めに落差がある場合、落差工と呼ぶ。

#### 【築堤（ちくてい）】

堤防を築造すること。

#### 【引堤（ひきてい）】

堤防間の河川断面を増加させるため、あるいは堤防法線を修正するため、堤内地側に堤防を新築し、旧堤防を撤去すること。

#### 【河床掘削（かしょうくっさく）】

河川断面を増加させるため、あるいは堆積した土砂を撤去するために、川底を掘り下げること。

#### 【覆土（ふくど）】

植生の復元や景観の向上のため、護岸等を土砂などで覆うこと。

### 3. 河川計画

#### 【河川整備基本方針

（かせんせいびきほんほうしん）】

河川法に規定され、流域毎に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述するもので、整備の考え方を記述するもの。長期的な観点から、基本高水、計画高水流量配分等の抽象的な事項を定める。

#### 【河川整備計画（かせんせいびけいかく）】

河川整備基本方針に沿って、流域の管理者毎におおむね 20～30 年の間に実施する具体的整備内容を定めるもの。

#### 【基本高水流量

（きほんたかみず（こうすい）りゅうりょう）】

ダムなどの人工的な施設での調節を行わずに、流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出した場合の河川流量。

#### 【計画高水流量

（けいかくたかみず（こうすい）りゅうりょう）】

基本高水流量からダムや遊水地などの洪水調整施設での調整流量を差し引いた河川流量。

#### 【流下能力（りゅうかのうりょく）】

河川に、どの程度の洪水を安全に流すことができるかを示すもの。

〔類似用語〕現況流下能力：現在の河川の整備状況、河川の状態で、どの程度の洪水を安全に流すことができるかを示すもの。

#### 【計画雨量・計画降雨

（けいかくうりょう・けいかくこうう）】

河川の計画に用いる降雨量のこと。通常、雨の規模と継続時間によって表現される。計画雨量の規模は年超過確率または、相当する過去の実績降雨で表現されることが多い。（例：1/30 の確率の降雨、平成 16 年 9 月 00 日豪雨相当の降雨）

#### 【基準地点（きじゅんちてん）】

治水または利水の計画上、河川の管理を行うために基準とする地点のこと。基準地点では流量配分計画を定める。通常は 1 水系につき 1 箇所の基準地点が定められる。

#### 【主要地点（しゅようちてん）】

治水または利水の計画上、河川の管理を行うために、基準地点のほかに流量配分計画が定められる箇所。

#### 【総合治水（そうごうちすい）】

流域内に降り、流出する雨水の処理をダムや河川改修のみに頼るのではなく、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させるなどして流出する水量を減少させたり、都市計画や下水道事業等と連携するなど、総合的に実施する治水のこと。

### 4. 防災・水防等

#### 【洪水（こうずい）】

一般には川から水があふれ、氾濫することを洪水と呼ぶが、河川管理上は、流域に大雨が降ることなどによって、河川を流れる水量が通常時よりも大幅に増加する現象を指す。

#### 【治水（ちすい）】

河川の氾濫、高潮等から生命や財産、社会資本基盤を守るために洪水を制御すること。

#### 【水防活動（すいぼうかつどう）】

河川などの巡視や洪水などの被害を未然に防止・軽減するために行う活動のこと。

#### 【破堤（はてい）】

堤防が壊れて川の水が堤内地に流れ出すこと。

#### 【洗掘（せんくつ）】

激しい川の流れや波浪などにより、堤防の表面や、河岸、河床の土砂が削り取られること。

#### 【越水（えっすい）】

増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出すこと。

【内水氾濫（ないすいはんらん）】  
洪水時に河川の水位が上昇することなどによって堤内地の排水が困難になって生じる湛水のこと。

【超過洪水（ちょうかこうすい）】  
治水計画を作成した時に、対策の目標とした洪水の規模（計画規模）を超える恐れのある洪水のこと。

【避難判断水位（ひなんはんたんすい）】  
はん濫等のおそれが生じる場合に備え、あらかじめ定めた河川の基準水位のこと。降雨の状況によっては河川がはん濫する恐れがある際に、避難の参考となる水位。

【洪水ハザードマップ（こうすいはざーどまっぷ）】  
河川のはん濫による浸水被害を予測し、浸水範囲を地図化したものに浸水深や避難場所などの情報を図示し、的確な避難に役立てようとするもの。

## 5. 利水・環境等

【正常流量（せいじょうりゅうりょう）】  
景観・動植物の保護・清潔の保持・舟運・塩害の防止・河口閉塞の防止・漁業・河川管理などの河川の正常な流水の維持に必要な流量と、水利権に必要な流量を満足する河川の流量のこと。

【湧水流量（かつすいりゅうりょう）】  
年間を通じて 355 日はこの値を下回らない流量のこと。

【低水流量（ていすいりゅうりょう）】  
年間を通じて 275 日はこの値を下回らない流量のこと。

【利水（りすい）】  
生活、農業、工業などのために水を利用すること。

【許可水利権（きょかすいりけん）】  
河川法第 23 条において「河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」とされており、この規定により許可された流水の占有の権利のこと。

【慣行水利権（かんこうすいりけん）】  
水利に係る法律の成立以前の取り決めなどによって、社会的に使用を承認された水の利用の権利のこと。

【灌漑（かんがい）】  
必要な時期に必要な水量を農作物に供給するために、農業用水を合理的に圃場等の耕作地に引くこと。

【汽水域（きすいいき）】  
汽水（河川などから流出する淡水と海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水体）が恒常的に、あるいは季節的に存在する河川や内湾の範囲のこと。

【濡筋（みおすじ）】  
平時に主に河川の水が流れている道筋の部分のこと。

【瀬（せ）】  
河川の中でも流れが速く水深の浅い場所のこと。比較的波立ちが少なく平穏なところを平瀬、流れが早く波立っているところを早瀬と呼ぶ。瀬は水深が浅く、川底まで日光が良く届くため藻類が育ち、水生昆虫や魚類の餌場となる。

【淵（ふち）】  
河川の中でも流れが遅く水深の深い場所のこと。河川の蛇行区間や巨石の周辺、滝の下流などで川底が深くえぐられることによってできる。流れが緩やかで深い淵は魚類の休憩場所や、ナマズなどの棲みかになる。

【エコトーン（えことーん）】  
二つの異なる生息環境が隣接しており、その境界部に環境諸条件の連続的な変化があり、それに伴って植物群落や動物群集の移りゆきが見られる場所のこと。陸域と水域の境界になる水際（みずぎわ）等を指す。移行帯または推移帯とも呼ばれる。

【親水性（しんすいせい）】  
水辺が人々に親しみを感じられるようになっていること。水や水辺と触れ合える機能のこと。

## 6. その他

【ハード対策（はーどたいさく）】  
治水・河川分野では、河川改修やダムなどの治水施設の整備によって、洪水や高潮などの外力に対抗しようとする対策を総称してハード対策と呼ぶことが多い。

【ソフト対策（そふとたいさく）】  
治水・河川分野では、河川情報の提供や河川情報等の取得に必要な施設の整備などを総称してソフト対策と呼ぶことが多い。  
（例：浸水想定区域図の作成や特別警戒水位の設定、水位情報の提供、河川監視カメラの設置など）

【パブリックコメント（ぱぶりっくこめんと）】  
意見公募手続とも呼ばれ、公的な機関が制度や計画などを制定しようとするときに、広く公（おおやけ）に意見や情報を求める手続きのこと。制度や計画の影響者の意見等を事前に聴取し、より良い行政を目指そうとするもの。

【NPO（えぬぴーおー）】  
Non-profit Organization（民間非営利団体）の略。営利を目的とせず公益のために活動する民間の組織のこと。